

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
1	整備基本計画	10	第2	3	(7)	敷地条件	防災調整池の容量は、暫定施設として整備されている掘り込み式防災調整池の容量である6,576 m ³ を確保する考え方でよろしいでしょうか。	盛岡南公園の安全な排水機能を確保するために、最新の基準（開発行為の手引き【盛岡市都市整備部都市計画課】）により、開発区域も含めた公園区域全体において計画してください。放流先の排水能力により止むを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する調整池等を確保してください。
2	募集要項	3	第2	5	-	事業計画地の条件/都市公園法関連	面積に関する条件における対象面積は、別紙1 現況参考図における事業区域(19.7ha)という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	募集要項	3	第2	5	-	事業計画地の条件/建築基準法関連	面積に関する条件における対象面積は、別紙1 現況参考図における事業計画地(9.18ha)という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	8	第3	2	(2)	市と県の連携手法	本事業は市及び県が共同で実施するとありますが、各々の役割分担を明らかにした連携協約の具体的な内容をご開示ください。	盛岡市のホームページで公表します。
5	募集要項	8	第3	2	(2)	市と県の連携手法	本事業は市及び県が共同で実施するとありますが、県と市との間の事務委託の具体的な内容をご開示ください。	市が主体となり事業を実施し、県は連携協約等にもとづき事業費の一部を分担金として市に支払います。また、負担割合に応じ市は県に施設の所有権の一部を譲渡します。
6	募集要項	8	第3	2	(2)	市と県の連携手法	連携協約の手続きについては、2018年12月の盛岡市議会及び岩手県議会のそれぞれにおいて上程し、可決されたとありますが、事業契約書は県議会承認を受けることなく締結できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
7	募集要項	23	第5	2	(4)	競争的対話の実施	競争的対話における質疑について、事業者が公表不可とする内容については公表されないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者のノウハウに関する事項等、公表することにより競争性が阻害されると市が認めた場合は公表されません。
8	募集要項	23	第5	2	(4)	競争的対話の実施	競争的対話には審査委員会の構成員が出席されますでしょうか。	現段階で審査委員会の構成員の出席の有無についての決定事項はありません。
9	募集要項	25	第5	2	(5)	上限価格	上限価格に対して、最低制限価格や低入札価格調査基準価格など、提案価格が低いことに対する追加的措置やペナルティの対象となる価格設定や手続きはありますか。	提案価格が低いことに対する追加的措置や懲罰的措置はありません。
10	募集要項	25	第5	2	(5)	上限価格	上限価格には消費税等が含まれておりますが、この消費税等の税率は8%でしょうか、10%でしょうか。	10%としております。
11	募集要項	25	第5	3	(5)	上限価格	提示されている上限金額の消費税率は10%という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	募集要項	25	第5	3	(5)	上限価格	消費税及び地方消費税を含む上限価格をご提示いただきましたが、消費税率は今秋から改正実施予定の10%で算定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	募集要項	25	第5	3	(5)	上限価格	消費税率は10%との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項	26	第6	3		事業契約について	「事業契約の検討に係る・・・弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は優先交渉権者の負担とする」とありますが、事業契約の締結当事者はSPCとなりますので、これら費用は、事業費に含めてよろしいでしょうか。	優先交渉権者またはSPCのいずれの負担でも可とします。また、提案価格に含めることを妨げるものではありません。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
15	募集要項	27	第7			交付金等の申請・完了報告・検査受検等におけるSPC支援業務	「本事業は、交付金措置等を受ける可能性があるため、SPCは市又は県が本事業にかかる交付金等の申請・完了報告・検査受検等をするにあたり、市又は県が行う資料作成等の作業に協力を行うものとする」とありますが、具体的な作業内容及び発生時期についてご教示ください。	現在は、スポーツ振興くじ助成金（toto）の申請を見込んでおり、助成対象となる該当部分が確認できる設計図書、図面等の作成を想定しています。 また、そのほか起債手続きに関する資料の作成が見込まれます。 なお、時期については、基本協定締結後に協議します。
16	募集要項	28	第8	1	(3)	指定管理者の指定	「市は本施設の設置及び管理に関する条例の制定について施設供用開始までに議決を経る。」との記載がありますが、議会議決を経るのはいつ頃を予定しておりますか。	令和4年度の手続きを予定しています。
17	要求水準書	2	第1	3	(3)	バランスに優れた県市共同によるスキームの構築	事業計画地を避難場所等として指定する予定はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	2	第1	3	(3)	バランスに優れた県市共同によるスキームの構築	県市共同事業の実現において、SPCが別途意思伝達業務などは行わないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	要求水準書	3	第1	4	(2)	所有権移転	整備施設の原始取得者は市との認識でおりますが、一旦事業者が所有権を取得する形をとる必要がありますでしょうか。またその場合、不動産取得税が課せられることが想定されますが、事業費には当該費用も折込済でしょうか。	本事業はBTO方式であり、事業者不動産取得税が課されることは想定していません。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
20	要求水準書	3	第1	4	(3)	開業準備	実施方針質疑において開業準備期間は施設整備業務期間に含まれるとの回答でしたが、開業準備期間に関しては制約は特になく、当該開業準備費用は運営維持管理期間開始後の費用に合算して請求できるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、要求水準書「第3 運営業務に関する事項」の「3(1)運営準備業務」を併せてご確認ください。
21	要求水準書	3	第1	4	(5)	SPCの収入	「本施設の運営等業務に係る対価については、事業契約においてあらかじめ定める額とし、運営等業務の期間にわたり年度毎に市がSPCに支払う」とありますが、募集要項9頁第3-4SPCの収入(2)運営等業務に係る対価では「運営等業務の期間にわたり半期毎に市がSPCに支払う」とあります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	募集要項の記載が正です。要求水準書を修正します。
22	要求水準書	3	第1	4	(5)	SPCの収入(運営等業務に係る対価)	「運営等業務に係る対価については、(省略)運営等業務の期間にわたり年度毎に市がSPCに支払う。」とありますが、同日に公表済の募集要項及び事業契約書(案)では、「半期毎に市がSPCに支払う。」となっていますことから、本要求水準書が修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、要求水準書を修正します。
23	要求水準書	5	第1	5	(4)	各種基準・指針等	イの建築構造設計基準及び同解説にて定められている、大地震時の変形制限について、4月15日付公表の実施方針等に関する質問回答No.4にて、各種基準・指針等に記載されている内容・頻度等は要求水準に求められている性能を満たせば事業者の提案に委ねられる、となっています。建築構造設計基準及び同解説にて定められている、大地震時の変形制限についても、同様に取り扱っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として列記されている各種基準・指針等を遵守することが前提であり、同レベルの水準・機能や安全性の確保などについて市が認めた場合は事業者の提案を受け入れるものです。
24	要求水準書	5	第1	5	(4)	各種基準・指針等	上記以外、その他基準・指針等で細かい内容は、今後打合せにより準拠しなくて良いかの交渉の余地はあると判断してよろしいでしょうか。	No.23のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
25	要求水準書	6	第1	6	(1)	著作権	「応募者の提案書は、・・・、縦覧等により公開する場合がある。」との記載がありますが、公開する場合は、公開する範囲について事前に事業者と協議していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	6	第1	10		個人情報の取り扱い	個人情報は双方合意の上で、正当な目的に使用することは可能ですか。	当該個人情報の取得目的に沿ったものであれば、使用は可能です。
27	要求水準書	7	第1	11		管理責任者	「設計・建設・工事監理・運営・維持管理にあたり、それぞれの業務の区分ごとに」、とあります。運営・維持管理は業務区分が明記されていますが、設計・建設・工事監理の各業務における業務の区分は事業者からの提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、必ずしも各業務について区分する必要はありません。
28	要求水準書	9	第2	1	(1)	野球場の各部寸法	優先的に望まれる寸法以外の詳細な寸法等は協議にて決定していただくと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	9	第2	1	(3)	開発指導要綱に基づく協議	協議内容は開発行為に準じる内容となりますでしょうか。	盛岡市開発指導要綱による事前指導及び協議については、開発許可における技術基準に基づき実施するものとなります。
30	要求水準書	9	第2	1	(1)	全体設計の前提条件	公認野球規則に定められる審判員による各部寸法確認は、貴市による工事完了検査に合わせて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	審判員による寸法確認は予定していません。
31	要求水準書	9	第2	1	(2)	施設の耐用年数	「事業期間終了時において・・・美観が維持されている状態で市に引き渡すこと。」との記載がありますが、美観が維持されているかどうかをどのような基準で判断するのでしょうか。	経年劣化の範疇で、外観において変状がみられず利用者の快適な使用が妨げられない状態を想定しています。
32	要求水準書	10	第2	1	(4)	整備対象施設と概要	バックスタンド上部にカメラマン席、記者席、放送記録室等を設けることは可能でしょうか。	提案によります。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
						ア 野球場		
33	要求水準書	10	第2	1	(4)	整備対象施設 と概要 ア 野球場	トレーニングスペース（素振りエリア等）とは別に設けると解釈すればよろしいか教示ください。	トレーニングルームと屋内トレーニングスペースは別に設けてください。
34	要求水準書	10	第2	1	(3)	事業計画地の 条件（敷地が 接する道路に ついて）	どの程度の物から「構造物」として認めていただけるのでしょうか。	公園敷地と当該道路とが構造物により区切られている等、容易にアクセスできない構造としてください。詳細については、市都市計画課と協議して決定することとなります。
35	要求水準書	11	第2	1	(4)	ウ 外構	駐車場 1000 台は今回の計画地内で確保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	11	第2	1	(4)	ケータリング サービス	対象人数やメニュー・種類・時間・頻度等の想定がありましたらご教示ください。	応募者の提案によるものとします。
37	要求水準書	11	第2	1	(4)	各種メディア 対応	メディアはTV放送局2局以外に何を想定されていますか。	ラジオ中継が想定されます。
38	要求水準書	11	第2	1	(4)	覗き見対策	入場料を徴収するイベント時に覗き見できない設えが整備されていればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	11	第2	1	(4)	トレーニング ルーム	140 m ² 以上の面積の設定根拠があればご教示ください。	具体的な設定根拠はありません。
40	要求水準書	11	第2	1	(4)	AED	必要設置基数の基準をご教示ください。	「AEDの適正配置に関するガイドライン」（日本救急医療財団）に準拠し、施設配置・動線・利用計画に合わせた適切な配置検討を行ってください。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
41	要求水準書	11	第2	1	(4)	アイシング	製氷機の設置位置と台数の想定があればご教示ください。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案ください。
42	要求水準書	11	第2	1	(4)	整備対象施設と概要 ウ 外構	駐車場は無料という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	12	第2	1	(5)	事業区域周辺のインフラ整備状況	100Aの給水メーターが敷地内に設置されていると考えて良いでしょうか。その場合、引込管ルートおよびメーターの位置をご教示願います。 また、給水メーター設置に伴う設置負担金の事業者負担は発生しないと考えて良いでしょうか。	給水メーターは設置されていません。事業者負担において設置してください。参考図を閲覧に供します。閲覧の方法については代表企業に別途連絡します。
44	要求水準書	12	第2	1	(5)	事業区域周辺のインフラ整備状況	第一受変電所とは、既存球技場のことでしょうか。	ご理解のとおりです。 参考図を閲覧に供します。閲覧の方法については代表企業に別途連絡します。
45	要求水準書	12	第2	1	(5)	事業区域周辺のインフラ整備状況	球場用分岐盤とは、高圧6.6kV 1回線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、球場用は新たに高圧線の引込みを行うこととし、要求水準書を修正します。 また、参考図を閲覧に供します。閲覧の方法については代表企業に別途連絡します。
46	要求水準書	12	第2	1	(6)	地盤の状況	敷地の高低差については、公開された情報以外は存在しないとの回答でしたが、提案を行うにあたり、情報が不足しています。公募前にSPC自ら調査を行うことは可能かご教示ください。	事前の調査を行うことは可能ですが、その際に要する費用については、全て応募者の負担となります。
47	要求水準書	12	第2	2		本事業区域全体の配置及び	想定しているイベントや必要設備想定（電気容量、等）があれば、ご教示願います。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案くだ

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
						動線計画に係る要件		さい。
48	要求水準書	12	第2	2		本事業区域全体の配置及び動線計画に係る要件	バス停の位置について、施設整備に合わせて入口近くに引き込んで設けるなど、市とSPCの協議のうえで位置を調整できると考えてよろしいでしょうか。	臨時バスの停車位置については、ご理解のとおりです。路線バスについては、バス事業者と協議のうえ提案を行うことは可能です。
49	要求水準書	12	第2	1	(5)	事業区域周辺のインフラ整備状況	「以下に必要な工事等が生ずる場合は各インフラ事業者と協議を行うこと。これに関する工事費等が発生する場合は、SPCの負担とする」とありますが、公表資料だけでは提案の前提条件を把握しきれず、事業者決定後に工事費が増大するリスクがあると考えます。 提案書提出までに、インフラ事業者に限らず、市や消防等と協議させて頂くことや、現地の簡易な調査は可能との理解でよろしいでしょうか。	インフラ等の検討においては、必要に応じ、担当機関と協議の上提案してください。 また、調査目的で現地に立ち入ることは可能ですが、事前に市にご連絡ください。 なお、調査に要する費用については、全て応募者の負担となります。
50	要求水準書	12	第2	1	(5)	事業区域周辺のインフラ整備状況	第一受変電所の設置場所及び図面をご指示ください。	参考図を閲覧に供します。閲覧の方法については代表企業に別途連絡します。
51	要求水準書	14	第2	3	(1)	グラウンド関連施設（ダグアウト）	「上部、側面、背面からの風雨を避ける構造とすること。」における”背面”とは、ダグアウトの座席の背面との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	14	第2	3	(1)	防球ネット（観客席）	防球ネットの基準・想定があればご提供ください。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案ください。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
53	要求水準書	14	第2	3	(1)	防球ネット (隣接地)	防球ネットの基準・想定があればご提供ください。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案ください。
54	要求水準書	14	第2	3	(1)	グラウンド整備 備用具庫	「十分な規模」について具体的な想定や基準があればご教示ください。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案ください。
55	要求水準書	14	第2	3	(1)	野球場 ア グラウンド 関連施設	ブルペンについて、照度基準はありますでしょうか。	平均照度 750lx 以上を確保してください。
56	要求水準書	14	第2	3	(1)	野球場 ア グラウンド 関連施設	屋内トレーニングスペースについて、照度基準はありますでしょうか。	平均照度 500lx 以上を確保してください。
57	要求水準書	15	第2	3	(1)	野球場 エ メディア 関連諸室	「放送設備機器、室内の遮音・吸音、照明・コンセントに配慮すること」とは、機器及び配線を敷設（別途）できるようにすることと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	15	第2	3	(1)	エ-メディア 関連諸室-TV 中継関連	放送設備に対応したスタンド内の配線・配電への配慮とは、空配管等の対応を想定することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書	15	第2	3	(1)	選手更衣室	それぞれとは1チーム当り20人以上ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	15	第2	3	(1)	トレーナー室	具体的な規模想定がありますか。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案ください。
61	要求水準書	15	第2	3	(1)	多目的室	具体的な規模想定がありますか。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案くだ

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
								さい。
62	要求水準書	15	第2	3	(1)	放送記録室	遮音とは外部からの遮音という意味ですか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	15	第2	3	(1)	野球場>イ プレイヤー関 連諸室>トレ ーナー室	トレーナー室は必ずしも壁で仕切られた部屋となっていなくても良いでしょうか。	提案によります。
64	要求水準書	16	第2	3	(1)	内野スタンド	背板・ひじ掛けの有無は提案によるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	17	第2	3	(3)	本施設の諸 室・機能に係 る要求水準	駐車場にはゲート等を設けず、常時無料開放するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、施錠が可能な状況を整えられるのであれば、24時間営業に拘るものではありません。詳細は競争的対話における調整事項とします。
66	要求水準書	17	第2	3	(1)	備蓄倉庫	収納物の想定、規模設定の根拠があればお示してください。	収納物として、備蓄米、仮設トイレ、トイレ用収納袋、間仕切り、毛布、シート等、またそれらを収納するための棚の設置を想定しています。
67	要求水準書	17	第2	3	(2)	屋内練習場 ア グラウン ド関連施設	フットサル国際試合規格では人工芝は対象となりませんが、寸法等を規格に合わせればよろしいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	17	第2	3	(3)	外構>ア 駐 車場関連施設 >一般及び身 障者用	駐車場の有料提案は可能でしょうか。	駐車場の有料提案は不可とします。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
69	要求水準書	17	第2	3	(3)	外構 ア 駐車場施設関連	計画地南に隣接しているサッカー場の駐車場舗装構成、及びCBR値、路床の改良、または置換等の有無について、提示して頂けないでしょうか。	当該駐車場における整備当時の舗装構成の図面は、スポーツ推進課で閲覧可能です。CBR値、路床の改良、又は置換等の資料はありません。駐車場の整備にあたっては、大型バス等の利用状況等を勘案し、最新の基準により計画してください。
70	要求水準書	18	第2	3	(2)	公園関連施設 (災害用マンホールトイレ)	「災害用トイレとしてマンホールトイレ20基を設置し、管理すること。」とありますが、ここでの「設置」とは「マンホールトイレ20基を確保して、災害時に利用可能な状態を維持し管理すること。」を意図したものであり、本施設の引き渡し時に「設置」するものではないために、本要求水準書が修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	設置とはマンホールトイレが機能できる排水・貯水等必要設備を含めたトイレを整備することを示しています。
71	要求水準書	18	第2	3	(3)	外構 イ 公園関連施設	開設済み部分を含めた事業区域全体について・・・必要となる洪水調整容量を確保・・・と明記されていることから、既設球技場部分の雨水計画を把握する必要があります。既設球技場の調整池計算書、雨水計算書、施工図書など必要図書をお示し下さい。	No.1を参照してください。
72	要求水準書	18	第2	3	(3)	外構 イ 公園関連施設	現地を調査した限り、雨水流域は事業区域の19.7haのみで、区域外からの雨水流入は無いと考えますが、よろしいでしょうか。	No.1を参照してください。
73	要求水準書	18	第2	3	(3)	外構 イ 公園関連施設	調整池容量を検討する場合、計算する諸数値が異なると大きく調整池容量が異なって来ます。計算に使用する降雨確率年やその降雨強度式、比流量を考慮した流末流出可能流量、堆砂土砂量等を示して頂けないでしょうか。	No.1、No.75、No.76を参照してください。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
74	要求水準書	18	第2	3	(3)	外構 イ 公園関連 施設	道路整備、「西南部の未整備道路（幅員6m）の整備」とありますが、舗装構成、CBR値、路床の改良、または置換等の有無について、提示して頂けないでしょうか。	西南部の未整備道路の舗装構成等については、現地で土質試験等を行い、道路設計で検討した事項について将来道路管理者と協議を行い決定することになります。 なお、参考値としては近隣で整備を行った、市道岩手飯岡駅南公園線の在来路床の区間 CBR 値は 0.7% であり、設計 CBR を 3 とした凍結抑制層及び置換層（CBR20%以上）の合計は 55cm となっています。
75	要求水準書	18	第2	3	(3)	外構	防災調整池の許容放流算定の条件となる高屋敷堰又は対象となる下流河川等の最小比流量をご提示いただけませんか。	高屋敷堰への放流許可で用いた比流量は 0.0132m ³ /s/ha となります。
76	要求水準書	18	第2		(3)	外構	防災調整池の降雨強度式及び確率年をご提示いただけませんか。	市ホームページで公表している「開発許可の手引き（令和元年6月）60p（第2章 開発許可の基準等 第5排水施設 エ降雨強度式I）」を参照してください。
77	要求水準書	18	第2	3	(3)	外構>イ 公園関連施設> 災害用マンホールトイレ	マンホールトイレの設置場所について特に指定は無いでしょうか（駐車場への設置も可能でしょうか）。	提案によります。災害時の受入れを想定した位置としてください。
78	要求水準書	18	第2	3	(3)	イ -災害用マンホールトイレ	本事業ではマンホールトイレの設置のみが対象で、関連備品等は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	トイレの整備と運用に必要な関連備品等は本工事に含まれます。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
						レ		
79	要求水準書	18	第2	3	(3)	イ 公園関連施設	外構設備に「事務室から公園内放送ができる設備を設けること。」と記載がありますが、事務室は野球場に設置される事務室と考えてよろしいでしょうか。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案ください。
80	要求水準書	18	第2	3	(3)	駐車場	駐車スペースの寸法は一般利用者 2.5×5.0m、身障者用 3.5×5.0mと考えてよろしいですか。	提案によります。
81	要求水準書	18	第2	3	(3)	外灯	確保すべき明るさの基準があればお示しください。	盛岡市では特に独自の基準を設けていませんので、「一般社団法人日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版）監修国土交通省都市局公園緑地・景観課」に則り、適切に設計してください。
82	要求水準書	18	第2	3	(3)	マンホールトイレ	必要とされる機能（貯留槽・貯留弁・洗浄用水源）をご指示ください。	提案によります。
83	要求水準書	19	第2	4	(1)	周辺地域への配慮	視線・プライバシー対応の考え方、既存の騒音データ、騒音・光害規制の基準などがあればご提供ください。	具体的な想定はしておりません。施設整備、運営計画にあわせてご提案ください。
84	要求水準書	19	第2	4	(1)	災害時の対応策	利用可能なインフラ等の情報提供願います。	インフラ整備状況は要求水準書 第21（5）を参照してください。
85	要求水準書	19	第2	4	(2)	構造条件	官庁施設の総合耐震計画基準がⅡ類とあり、重要度係数をI=1.25以上とありますが、保有水平耐力の余裕度を1.25確保し、1次設計の地震力は割り増さないことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書	19	第2	4	(4)	施工条件	仮に事業計画地外周に仮囲いを設けた場合、隣接するいわぎんスタジアムの北面に接しますが、興行並びに観客の避難動線確保のための後退距離の要求はないと考えてよろしいですか。	施設整備上必要な期間においてはやむを得ませんが、可能な限り球技場への配慮を検討してください。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
87	要求水準書	20	第2	5	(1)	電気設備計画 ア 一般事項	時計は一般電池式の壁掛型時計と考えてよろしいでしょうか。	電気式とし、野球場事務室に親時計を配置し、施設内要所に子時計を設置してください。
88	要求水準書	20	第2	5	(1)	電気設備計画	ア-(コ)に記載されている諸設備等を設置する室・スペースとは、提案者が一般的に必要と判断したものが対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	21	第2	5	(1)	電気設備計画	エ-(オ)に記載されているピックアップマイクは、観客席の騒音量に応じてスタンドへの音量をコントロールするものと解釈した場合、この目的を達成できる他のシステムを提案することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	21	第2	5	(1)	電気設備計画	エ-(キ)に記載されている可搬式の自立スピーカーは観客席への音量調整に柔軟に対応するもの解釈した場合、この目的を達成できる他のシステムを提案することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	21	第2	5	(1)	カ、受変電設備・キ、発電設備	「カ(オ) 停電に必要な予備電源（発電設備、蓄電池設備、無停電電源装置等）を検討し、必要に応じて設置すること。」とあり、次項に「キ発電設備」とございますが、発電設備の設置は要求水準として必須との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	21	第2	5	(1)	電気設備計画 (放送設備)	エ.(ウ)において、「野球グラウンド用音響は、各諸室で音量をコントロールできるようにすること。」とありますが、ここでの「野球グラウンド用音響」とは、野球グラウンドおよび観客席（内・外野スタンド）に対する音響を意味するのではなく、各諸室における館内放送用の音量を意味するものであり、本要求水準書が修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、要求水準書を修正します。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
93	要求水準書	21	第2	5	(1)	電気設備計画 (受変電設備)	「(オ) 停電時に必要な予備電源（発電設備、蓄電池設備、無停電電源装置等）を検討し」との記載がありますが、この記載における「発電設備」は、同頁(キ) 発電設備と同一ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	21 ・ 22	第2	5	(1)	キ 発電設備	契約電力を抑制させるべくピークカットに運用できるよう検討すること。と記載がありますが、対象とする機器はナイター照明とし契約電力を超えないような容量分と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	21 ・ 22	第2	5	(1)	キ 発電設備	発電設備の項目に防災負荷・保安負荷への供給 及び ピークカットの記載があります。今回計画する発電機の種別は非常用発電機と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書	22	第2	5	(1)	公衆電話用配管	設置を想定する根拠をお示してください。	具体的な想定はしておりません。必要に応じてご提案ください。
97	要求水準書	22	第2	5	(1)	電気設備計画 キ 発電設備	無停電電源装置の対象は、事務室等のOA機器と考えてよろしいでしょうか。（放送関連室は対象外）	ご理解のとおりです。
98	要求水準書	22	第2	5	(1)	電気設備計画 コ 情報通信設備	公衆無線 LAN（フリーWi-Fi）の導入に係る通信事業者との契約締結や導入後の費用負担は事業者との理解でよろしいでしょうか。	通信事業者との契約締結についてはご理解のとおりです。費用負担については運営等業務に係る対価に含まれます。
99	要求水準書	22	第2	5	(1)	電気設備計画 コ 情報通信設備	携帯電話対応については、対応するキャリアをご指定ください。	具体的な想定はしておりません。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
100	要求水準書	24	第2	5	(1)	ナ 中央監視設備	「空調設備」について自動運転等が可能な設備とすること。と記載がありますが、空調換気設備計画には、電気設備側の中央監視設備へのシステムの組み込みは不要との記載があります。どちらの記載を「正」とするかご指示ください。	(2)イ(ア)空調設備を「正」とし、(1)ナ(ア)中央監視設備を修正します。
101	要求水準書	24	第2	5	(1)	大型中継車等	車両寸法の設定があればご教示ください。	具体的な想定はしておりません。
102	要求水準書	24	第2	5	(1)	電気設備計画 ト テレビ等 中継設備【野 球場】	「テレビ等中継車用駐車スペースには電源盤・端子盤等を設けること」とありますが、電源盤は電源車接続盤、端子盤は中継車接続盤と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	24	第2	5	(1)	電気設備計画 ト テレビ等 中継設備【野 球場】	「テレビカメラ設置スペース、実況放送室、伝送用機材設置スペース、グラウンドなど必要な場所に電源設備を設けること」とありますが、電源車からの電源を接続する電源盤と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書	24	第2	5	(1)	電気設備計画 ト テレビ等 中継設備【野 球場】	「中継車駐車スペース、ケーブル設置スペース、テレビカメラ設置スペース、伝送用機材設置スペース、実況放送室、フィールドなど必要な場所に端子盤の設置及び配線ルートを確保すること」とありますが、中継車からの配線を接続する端子盤と考えてよろしいでしょうか。	端子盤についてはご理解のとおりです。
105	要求水準書	25	第2	5	(2)	機械設備計画 ウ 給排水衛 生設備計画	洋式便器は連続使用が可能であることを前提として、フラッシュ弁を用いない器具を選定することは可能でしょうか。	提案によります。
106	要求水準書	25	第2	5	(2)	機械設備計画 ウ 給排水衛 生設備計画	給湯箇所はシャワーおよびHCWC内手洗・オストメイトと想定して良いでしょうか。他に必要箇所がある場合はご指定願います。	提案によります。
107	要求水準書	26	第2	6	(1)	備品・機器・ 工具・消耗品	S P Cからの提案を基に貴市と協議を行った結果、数量や仕様が変更となり、費用が増加した場合は、当該費用については貴市が	市からの要望により費用が増加した場合については、ご理解のとおりで

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
						の整備方針 ク	負担するという認識でよろしいでしょうか。	す。
108	要求水準書	26	第2	6	(1)	備品・機器・ 工具・消耗品 の整備方針	備品に関する要求水準について、事業者側で整備すべき備品と興行等の主催者側が準備すべき備品の区分をご教示下さい。	詳細は応募者の提案によるものとなりますが、要求水準書に記載のある備品は事業者が整備してください。
109	要求水準書	26	第2	6	(1)	備品・機器・ 工具・消耗品 の整備方針	備品の整備においてはリースによる納入も可能でしょうか。	可能です。
110	要求水準書	27	第2	7	(3)	業務範囲	「実施設計に移行した場合に支障のないように主要な技術的検討が十分に行われ…設計の基本事項が十分に盛り込まれた内容とすること。」と記載がありますが、十分であるかどうかの判断基準が不明瞭であるため、発注者様と受注者様とで協議を行い、受注者の善管注意義務に基づいて合理的に認定されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	27	第2	7	(4)	設計業務の責任者資格要件	設計業務責任者の資格要件についてご教示をお願いします。	ご意見を踏まえ要求水準書を修正します。
112	要求水準書	27	第2	7	(9)	業務の報告及び設計図書等の提出	「設計図書に関する著作権は市に帰属する」とありますが、受注者が作成した設計成果物または設計成果物を利用して完成した本件建築物が著作権にあたる場合、受注者に帰属または共有とし、本件工事目的物の建築および増築・改築・修繕等のために発注者様にご利用いただくものと理解してよろしいでしょうか。	本事業における成果物及び本施設の著作権に係る取扱いの詳細については、事業契約書（案）第13条を正とします。要求水準書を修正します。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
113	要求水準書	28	第2	7	(9)	業務の報告及び設計図書等の提出	頻度が示されていませんが、設計業務の進捗状況については別途協議のうえ、定期的な頻度を決めたいで行われるとの理解でよろしいでしょうか。	概ね1か月に1回を想定し、その他必要に応じて行うこととします。
114	要求水準書	28	第2	7	(9)	業務の報告及び設計図書等の提出	ア-（ケ） その他必要と思われる図書等に関し、想定されるものについてご提示をお願いします。	特に想定していません。
115	要求水準書	28	第2	7	(9)	業務の報告及び設計図書等の提出	イ-（シ） 完成予想図の枚数のご提示をお願いします。	全体鳥瞰図1枚以上、球場外観2枚以上・内観4枚以上、屋内練習場外観1枚以上・内観2枚以上とします。
116	要求水準書	28	第2	7	(9)	業務の報告及び設計図書等の提出	イ-（ス） その他必要と思われる図書等に関し、想定されるものについてご提示をお願いします。	特に想定していません。
117	要求水準書	28	第2	7	(9)	設計図書の著作権	著作権はSPCも有することはできないでしょうか。	著作権はSPCに帰属するものとします。事業契約書第13条の規定に合わせて要求水準書を修正します。
118	要求水準書	28	第2	7	(9)	要求水準確認報告書	基本設計と実施設計時の違いをお示してください。	基本設計時、実施設計時それぞれにおいて要求水準を満たしているかの確認を行っていただくものです。
119	要求水準書	29	第2	8	(3)	工事監理業務の責任者兼務	設計業務の責任者と工事監理の責任者の兼務は認めていただけますでしょうか。	問題ありません。
120	要求水準書	31	第2	8	(6)	竣工後業務 イ 市の完工	取り扱い説明書類については所有権移転後に引き継ぐことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
						確認		
121	要求水準書	32	第3	2	(2)	施設の開場日等>イ 開場時間	開場時間前の対応については必ず職員の配置が必要でしょうか。	開錠や利用の確認等、必要な対応ができるのであれば職員の配置は必須ではありません。
122	要求水準書	33	第3	1	(5)	業務報告書の提出時期 (半期業務報告書)	ウ. 半期業務報告書の提出時期について、「4月から9月分を10月末日、10月から翌年3月分を4月末日までに、市へ提出すること。」とありますが、同日に公表済の事業契約書(案)別紙4.2.(3).イ.では、SPCからの報告書提出前（セルフモニタリング及び同モニタリング結果の市確認前）である「各年10月15日及び4月15日までに、市が支払額を事業者へ通知する。」となっております。同日に公表済のモニタリング基本計画にございますモニタリング手順・是正措置等の内容及び、事業契約書(案)での支払手続の内容について、どのように運用される予定かをご教示願います。	半期業務報告書の提出期限は、4月から9月分を10月5日、10月から翌3月分を翌4月5日までとし、要求水準を修正します。 モニタリング手順・是正措置、支払手続きについては変更はありません。
123	要求水準書	33	第3	1	(5)	業務報告書の提出時期 (年度業務報告書)	エ. 年度業務報告書の提出時期について、「各年度の業務終了後、市長が定める日までに市に提出すること。」とありますが、同日に公表済のモニタリング基本計画の第4.2.(1).では、「各事業年度終了後及び業務完了2ヵ月以内。」となっております。これは、「各事業年度終了後及び業務完了後2ヵ月以内を期限として、市長が定める日が通知される。」との理解でよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画の第4.2(1)はSPCの管理運営に関するモニタリングを定めたものですので、運営等業務の年度業務報告書とは異なるものです。
124	要求水準書	33	第3	1	(5)	業務報告書 イ 月次業務報告書	翌月10日までに提出とありますが、休日の場合は翌営業日までに提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書	33	第3	1	(5)	業務報告書	報告書の形式（データまたは紙）と保管の年数等についてご教示ください。	データと紙の両方で提出していただくことを想定しています。保管期間は

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
								5年としてください。
126	要求水準書	34	第3	2	(2)	利用料金	「利用料金収入は、原則として精算を行わないが、当該年度の利用料金収入の決算額が当該年度の収支予算書における利用料金の見積額を“大幅に上回る場合”には、市からSPCへ協議を申し入れる。また、その基準については、市とSPCの協議による。」とのことですが、この“大幅に上回る”基準値又は設定値については、本企画提案における内容を基準とするものであるとの理解でよろしいでしょうか。	“大幅に上回る”基準値又は設定値についての提案は求めておりません。事業者選定後、事業契約の締結にあたり、市とSPCで協議して定めます。
127	要求水準書	34	第3	2	(3)	利用の許可 ア 利用許可の基準	事業者が敷地内で物品等を販売する場合は、行政財産の使用料は発生しないものと理解してよろしいでしょうか。 また、施設内において行う物品等の販売で得た収入は「自主事業による収入」としてSPCの収入とすることが認められますでしょうか。	発生します。後段についてはご理解のとおりです。
128	要求水準書	34	第3	2	(3)	利用の許可 ア 利用許可の基準	行政財産の目的外使用につき、基準価格をご教示いただきたく、お願いいたします。	盛岡市行政財産使用料条例に基づき、適正な時価による財産価格に100分の5を乗じて得た額により算出するものとします。
129	要求水準書	34	第3	2	(3)	利用の許可 ア 利用許可の基準	施設内での飲食の提供については、物品等の販売営利活動に該当せず恒常的に提供可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	店舗を設置しない形態での飲食の提供という意図のご質問であれば、ご理解のとおりです。
130	要求水準書	35	第3	2	(3)	利用の許可 (新たな予約システムの構築)	運營業務における基本要件として、「新たな予約システムを構築すること。」が要求されておりますが、当該システムは本施設の一部を構成して貴市に引き渡し、利用が開始されるものでありますことから、当該費用については、引渡しと同時に役務の提供が完了	予約システムの構築に係る費用は運営等業務等に係る対価に含まれます。なお、予約システムの構築はあくまで役務の提供であり、物品として所有権

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
							し、債権が確定することになります。そのため、貴市として「一般に公正妥当と認められる会計基準の適用、法人税法及び消費税法の順守」をSPCに求める観点から、当該費用に対する対価の支払いについては、①様式A-3-6号「施設費の内訳書」に含まれる（＝施設整備費A3に該当する）ものとして扱われる。②運営等業務等に係る対価（B1）に該当するが、事業期間に亘って均等に支払われるものではなく、運営等業務開始後初回の半期分に一括加算されるものとして扱われる。のどちらになりますでしょうか。	を市に引き渡していただくものではないと認識しています。
131	要求水準書	35	第3	2	(3)	利用の許可 (行政財産の 目的外使用許可)	本項目において、「光熱水費の徴収については市が行う。」との記載がありますが、市が徴収した目的外使用に伴う光熱水費は、市がSPCに支払うサービス対価に含まれるものであり、その多寡によって年間のサービス対価に影響を及ぼすものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書	35	第3	3	(1)	運営準備業務 (パンフレット等、施設引 渡予定日以前 に貴市への納 品を完了する もの)	本施設の運営開始に向けて必要な準備（パンフレット及びホームページの作成等）業務に対する対価は、「運営開始の3か月前までに、貴市への納品を完了すること。」となっています。したがって、本施設の引渡し前に、役務の提供が完了し、貴市への債権が確定することになります。そのため、貴市として「一般に公正妥当と認められる会計基準の適用、法人税法及び地方税法の順守」をSPCに求める観点から、当該費用に対する対価の支払いについては、①様式A-3-6号「施設費の内訳書」に含まれる（＝施設整備費A3に該当する）ものとして扱われる。②運営等業務等に係る対価（B1）に該当するが、事業期間に亘って均等に支払われるものではなく、運営等業務開始後初回の半期分に一括加算されるものとして扱われる。のどちらになりますでしょうか。	運営準備業務に係る費用は運営等業務等に係る対価に含まれます。 なお、パンフレットやホームページの作成等により施設の広報・宣伝活動を行うことを求めているものであり、パンフレット等を物品として納品していただきたいということではありません。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
133	要求水準書	35	第3	3	(1)	運営準備業務 (パンフレット等、施設引渡予定日以前に貴市への納品を完了するもの)	本施設の運営開始に向けて、運営業務開始の3か月前までに納品が要求されております「パンフレットの作成」の必要納品部数について、ご教示願います。	仕様、作成部数とも必要と思われるものをお見積ください。 なお、平成27年9月に新設した盛岡市アイスリンクの実績として、平成27年度に1,000部、平成28年度に1,500部を作成しています。
134	要求水準書	35	第3	2	(3)	利用の許可 イ 行政財産の目的外使用許可	行政財産の目的外使用の場合は、使用料・光熱水費の徴収を市が行うとされておりますが、市が徴収したこれら使用料・光熱水費は、市からSPCに事業費とは別に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	使用料は市の収入となります。光熱水費は運営等業務等に係る対価に含まれます。
135	要求水準書	35	第3	2	(3)	利用の許可	野球場の大会利用についての優先順位は、市主催の市民体育大会>県高等学校野球連盟主催の高校野球岩手大会>プロ野球一軍公式戦>とし、それらの開催希望日以外で他試合を調整するという認識でよろしいでしょうか。	市主催の市民体育大会、県高等学校野球連盟主催の高校野球岩手大会、プロ野球一軍公式戦の間の優先順位はありませんが、プロ野球一軍公式戦は数年前からの日程調整が想定され、これを踏まえた事前の調整が必要となります。後段についてはご理解のとおりです。
136	要求水準書	36	第3	3	(2)	施設及び設備等の使用許可等に関する業務 ア業務内容	業務内容に「貸施設計画の管理、調整」とありますが、本施設の稼働率を見込むにあたり、市内のその他の野球場（太田橋野球場、渋民運動公園野球場）の使用実績（開場日数に対する利用日数）をお示しいただけませんか。	使用実績は以下のとおりです。 ■太田橋野球場：（平成29年度）開場日数104日／利用日数85日 ■渋民運動公園野球場：（平成29年度）開場日数154日／利用日数70日 ※過去3年間のうち、両施設とも改修工事を実施した年度があり、年間を通

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
								じた同条件での利用実績は平成 29 年度となります。
137	要求水準書	36	第 3	2	(3)	利用の許可> ア 利用許可の基準	利用調整について、想定されている優先順位はありますでしょうか。	要求水準書第 3 2 (3) ア利用許可の基準 (35 ページ) を参照してください。
138	要求水準書	36	第 3	3	(1)	運営準備業務	ネーミングライツの募集事務について、「SPC は、・・・、広報等の支援を行うこと。」との記載がありますが、ネーミングライツの募集はいつ頃を予定しておりますか。	ネーミングライツの募集を想定していますが、募集の時期については現段階では未定です。
139	要求水準書	36	第 3	3	(1)	運営準備業務	ネーミングライツ料は、市の収入で、SPC の事業費には影響を及ぼさないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書	36	第 3	3	(3)	利用料金の設定及び收受に関する業務 ア 業務内容	利用料金を徴収する際に開設する振込先銀行口座を S P C 名義とするか運営業務担当企業とするかは任意との理解でよろしいでしょうか。	指定管理者たる SPC の名義としてください。
141	要求水準書	38	第 3	3	(8)	庶務的業務> ア 業務内容	体育施設協議会研修会は年間何日くらい想定されるでしょうか。	「公益財団法人日本体育施設協会講習会への出席」に修正します。 該当する講習会を受講してください。 なお、講習会の開催日程及び内容については、公益財団法人日本体育施設協会へお問合せください。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
142	要求水準書	38	第3	3	(8)	庶務的業務> ア 業務内容	岩手県体育施設協会の総会・研修会は年間何日くらい想定されるでしょうか。	定例の総会・研修会については、年間各1日の開催を想定しています。
143	要求水準書	39	第4	2	(1)	イ、要求水準	建物保守の要求水準について、「仕上げ材の割れ、浮き、外壁のひび割れ、床の摩耗等がないことと」等ありますが、「安全に影響のない範囲で性能及び機能を保つ」という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、利用者に不快感を与えない程度の美観の維持を心がけてください。
144	要求水準書	41	第4	2	(1) (2)	建築基準法第12条	本施設は、特定建築物に該当するかと思われませんが、要求水準書に記載見当たりません。建築基準法第12条の点検業務は本事業の業務対象外の認識で宜しいでしょうか。	建築基準法第12条の点検業務は本事業の業務対象となります。要求水準書を修正します。
145	要求水準書	41	第4	1	(5)	業務報告書 イ 月次業務報告書	翌月10日までに提出とありますが、休日の場合は翌営業日までに提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書	41	第4	1	(5)	業務報告書	イ 月次業務報告書について「翌日10日までに市に提出」との記載になっておりますが、報告書の品質を上げるため、「翌月の20日まで」に変更していただけないでしょうか。	月次業務報告書は日報のとりまとめが主と考えています。提出日は翌月の5日までとし、要求水準書を修正します。
147	要求水準書	45	第4	2	(5)	ごみの収集	中間処理施設の場所等をご教示ください。	一般廃棄物の中間処理施設は、盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター（紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2）となります。 産業廃棄物については、岩手県の産業廃棄物処理業の許可を受けた業者と盛岡市の産業廃棄物処理業の許可を

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
								受けた業者の一覧表が、それぞれのホームページに掲載されており、事務所の住所・連絡先・取扱う産業廃棄物の種類等が確認できますので、そちらを参考にしてください。
148	要求水準書	45	第4	2	(5)	清掃業務 ク ごみの収集・運搬等	ごみの収集・運搬・処分費用は、SPC負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書	45	第4	2	(6)	ア、業務内容	既存の球技場で、大規模イベントなどが開催される場合、事業者側で管理する駐車場を利用することが想定されますが、この場合の交通誘導等に関わる業務等については、球技場の指定管理者側の業務となる認識で宜しいでしょうか。	交通誘導等はイベントの主催者が行うことを想定しています。
150	要求水準書	46	第4	2	(8)	除雪業務（要求水準）	「本施設内に降り積もった雪をたい積場所に排除し」との記載がありますが、事業計画地内でSPCが任意に計画する場所との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書	47	第4	2	(10)	ア、業務内容	特殊設備の大規模修繕は業務対象外となっておりますが、 ①特殊設備の大規模修繕は全面改修を行うような修繕との理解で宜しいでしょうか。 ②特殊設備の小規模な修繕（例えば、照明の球切れ、人工芝やスタンド座席一部破損など）は、事業者の業務対象内となるのでしょうか。 ③上記①と②が記載の通りである場合、特殊設備の大規模修繕の更改時期により、積算すべき小規模な修繕の金額が変わってくることとなりますが、この時期については、事業者の提案とするの	①②については、ご理解のとおりです。 ③については修繕計画として提案してください。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
							か、もしくは仮の更改時期を設定いただくなどの措置をご検討ください。	
152	要求水準書	47	第4	2	(10)	修繕業務	「特殊設備（ナイター照明設備、スコアボード等）、スタンド座席、人工芝の更新等、大規模修繕は業務の対象外とする。」との記載がございますが、平成31年4月15日公表の実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.220のとおり、大規模修繕には建物・建物設備等に関する大規模修繕も含むものであり、本企画提案における内容に基づくものであることを、確認させてください。	ご理解のとおりです。
153	要求水準書	48	第5	2	(1)	プロジェクト マネジメント 業務 (事業統括責任者の配置)	事業統括責任者は、各業務の責任者と兼任することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書	48	第5	2	(1)	プロジェクト マネジメント 業務 (株主総会)	「SPCは株主総会の開催後10営業日以内に、当該株主総会に提出又は提供された資料、及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出すること。」とありますが、本項の主旨は次項の経営管理業務において市へ提出する「ア.計算書類等の提出」及び、52ページの第6：自主事業に関する事項で記載の「自主事業計画書」の内容把握であり、非公開で開催される株主総会の議事録又は議事要旨の提出を求めるものではなく、各業務の年度業務報告書にて代用できる場合には提出不要。との理解でよろしいでしょうか。	本項は、SPCのガバナンスが適切に実施されているかどうかを確認するために設けたものであり、株主総会の開催状況の確認も必要と考えますので、原文のとおり株主総会に提出又は提供された資料、及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを提出してください。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
155	要求水準書	48	第5	2	(1)	プロジェクト マネジメント 業務 (取締役会)	「取締役会の開催後10営業日以内に、当該取締役会に提出又は提供された資料、及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出すること。」とありますが、本項の主旨は本事業範囲である「維持管理業務／運営業務／自主事業」の実施状況把握であり、非公開で開催される取締役会の議事録又は議事要旨の提出を求めものではなく、各業務の月次業務報告書及び変更計画書にて代用できる場合には提出不要。との理解でよろしいでしょうか。	本項は、SPCのガバナンスが適切に実施されているかどうかを確認するために設けたものであり、取締役会の開催状況の確認も含まれますので、原文のとおり取締役会に提出又は提供された資料、及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを提出してください。
156	要求水準書	49	第5	2	(2)	経営管理業務 (計算書類 等)	PFI事業の実施を担うSPCの場合には、事業部、部門、子会社等の内部単位に対応する企業の構成単位は存在を前提とせず、同日に公表された基本協定書(案)及び、事業契約書(案)においても、それらの活動が制約されていると理解しています。したがって、「セグメント情報及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」の対象外となり、市への提出対象書類から削除される修正が行われることを、確認させてください。	SPCは子会社の設立はできませんが、事業部や部門等の内部構成については制約するものではありません。応募者にて適切に判断してください。
157	要求水準書	49	第5	2	(2)	経営管理業務 (計算書類 等)	PFI事業の実施を担うSPCの場合には、連結対象となる子会社の設置は想定できず、同日に公表された基本協定書(案)及び、事業契約書(案)においても、それらの活動が制約されていると理解しています。したがって、連結キャッシュフロー計算書等の作成基準及び同実務指針への準拠の対象外となり、市への提出対象書類から削除される修正が行われることを、確認させてください。	連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針は、連結キャッシュ・フロー計算書の作成のみを対象としたものではありませんので、原文のままとします。
158	要求水準書	49	第5	2	(2)	経営管理業務 ア 計算書類 等の提出	「会計監査人による監査済計算書類」とありますが、SPCは、会計監査人設置会社としなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
159	要求水準書	52	第6	1	(2)	自主事業計画書	「自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を作成し、運營業務の業務計画書とともに市へ届け出て、市の承諾を得ること。」とありますが、ここでの計画書とは年度業務計画書を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ここでの計画書は「第3 運營業務に関する事項」の1(4)ア及びイに記載の計画書です。
160	要求水準書	52	第6	1		自主事業の基本的な考え方	自主事業の提案に際し、隣接する多目的広場を活用することは可能でしょうか。	イベント等の自主事業は実施可能です。なお、実施に際しては行為許可の取得が必要です。
161	要求水準書	52	第6	1	(4)	SPCが自主事業を行う場合	SPCが行う自主事業は、第3 2 (3)に記載する大会に次ぐ優先順位で実施して良いということでしょうか。	第3 2 (3)に記載する大会の利用調整後、空いている時間に実施可能ですが、大会以外の利用についても十分に配慮してください。
162	要求水準書	-	-	-	-	別紙1：現況参考図	現在の敷地の高低差が把握できる資料のご提示をお願いします。	敷地の高低差が把握できる資料はありません。
163	要求水準書	1	1	(5)		【別紙6】設備、什器備品（使用料）	「本施設の供用開始までにおいて、市にて使用料を設定する予定であるが、提案においては、使用料の設定がないもの（無償）と見込むこと。」につきまして、当該使用料収入の多寡は、SPCの収益計画（経営）に影響を与えることとなります。したがって、当該料金を貴市にて設定される段階において、SPCとの十分な協議を経てから設定されることを、確認させてください。	使用料の設定にあたってはSPCと協議しますが、基本的には受益者負担の考えに則って決定します。なお、提案は無償であることを前提に行っていただきますので、使用料収入の多寡があったとしてもマイナスの影響があるものではないと考えます。
164	要求水準書	2	2			【別紙6】屋内練習場（利用料金）	要求水準書のP17（屋内練習場／グラウンド関連施設に係る要求水準）において、「フィールド内を区画する可動式防球ネットを設置すること。」が要求されておりますが、全面使用時の料金しか提示されておられません。そのことから、例えば区画利用導入済施設	別紙6で示した利用料金は上限額として示しているものであり、事業者の提案により、半面利用等の設定をすることは可能です。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
							である盛岡市総合アリーナでの「全面使用／半面利用／3分の1面使用」のように、フィールド部分を区画した貸し出しは想定していない。若しくは、全面使用時以外においても全面料金を課金することを想定している。とのことでしょうか。	
165	優先交渉権者 選定基準	5	第3	1		加点項目審査 の大項目別配 点	各審査項目の評価は、審査委員の総意により決定されるのでしょうか。それとも各審査項目に対して、それを専門とする審査委員が評価をされるのでしょうか。	回答を控えてさせていただきます。
166	優先交渉権者 選定基準	6	第3	2	(1)	事業計画	「地域への貢献策」や「地域の企業や人材の育成・活用」との記載がありますが、ここでいう「地域」とは岩手県内を指すとの理解でよろしいでしょうか。	岩手県内を指すものをご理解ください。
167	優先交渉権者 選定基準	5 ～ 10	第3	2	(1) ～(4)	審査項目の配 点	審査の視点に審査の視点が記載されていますが、各審査の視点毎の配点ございましたらご教示をお願いします。	各審査の視点ごとの配点を公表することは予定しておりません。
168	優先交渉権者 選定基準	11	第3	3	-	提案価格以外 に関する審査 項目の得点化 方法	得点化方法の指標が多数、見受けられる、やや見受けられると表現されていますが、具体的な定量についてご教示をお願いします。	定量的な基準は設けておりません。
169	優先交渉権者 選定基準	11	第3	3	-	提案価格以外 に関する審査 項目の得点化 方法	面積や広さ等（サイズや高さ等）及び仕様等に関する要求水準等の記載が無いものにおける判断基準についてご教示をお願いします。	優先交渉権者選定基準に記載の審査の視点に沿って審査いたします。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
170	優先交渉権者 選定基準	11	第3	3		提案価格以外に関する審査項目の得点化方法	提案価格以外に関する審査は、絶対評価で行われるとの理解でよろしいでしょうか。 また、提案価格以外に関する審査項目の評価については、審査委員会の合議により得点化するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、回答を控えさせていただきます。
171	優先交渉権者 選定基準	11	第3	4		提案価格の得点化方法	「提案価格」とは、消費税及び地方消費税を含む金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	様式集及び記載要領	2	第1	4			応募時の提出書類の部数について、印刷や製本等の事業者負担が大きいため、副本の部数を減らして頂けませんでしょうか。	事務局が確認するための部数を含めておりますため、現行の部数のとおりとします。
173	様式集及び記載要領	2	第1	4		応募時の提出書類	審査委員会を構成する委員数（5名）に対して、審査正本1部、副本24部の提出が求められております。市と県の共同事業であることを鑑みましても、提出部数（応募者負担）が過大であると考えられますことから、審査委員以外分は市・県各4部（担当課職員用3部、事務手続き用1部）として、副本の提出部数を13部程度に減じていただけないでしょうか。	事務局が確認するための部数を含めておりますため、現行の部数のとおりとします。
174	様式集及び記載要領	2	第1	4		応募時の提出書類	4-1-1～4-1-4は1部提出、4-2-1～4-2-2は正1部、副24部提出となっております。4-1-1～4-1-4は正に添付し提出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
175	様式集及び記載要領	3	第1	4	(3)	設計配置予定技術者の実績、経歴等	様式B-2-1 優先交渉権者選定基準の審査の視点に経験豊富な技術者の配置が確実に見込めとの記載があります。本件、設計配置予定技術者の経験年数、保有資格、同種業務による評価基準ございましたらご教示をお願いします。	公表できる評価基準は特段ありません。
176	様式集及び記載要領	4	第1	4	(3)	イ-施設計画に関する提案書	様式B-6 記載事項における、「野球場外における各種安全対策」について、様式B-5における「野球場外における各種安全対策」との違いについてご教示をお願いします。	様式第B-6号に記載の「野球場外における各種安全対策」を削除し、様式集及び記載要領を修正します。「野球場外における各種安全対策」は、様式第B-5号に記載してください。
177	様式集及び記載要領	6	第1	4	(3)	カ 提案の概要書	概要書には提案書本文で用いた図又は表を添付することは可能でしょうか。	可とします。添付する図中の文字は、300字以内という制限文字数に含めません。
178	様式集及び記載要領	6	第1	4		カ 提案の概要書	提案の概要書について、様式番号ごとに提案の要約を作成し、文字数は各様式300字以内とするとありますが、様式第4-3号は加点項目審査の項目ごとの記載となっています。様式によらず加点項目審査の項目ごとに300字以内に概要を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式第4-3号が示すとおり、加点項目審査の項目ごとに、要約を作成することとします。様式集及び記載要領 p.6の「カ提案の概要書」に記載の「様式番号ごと」を「加点項目審査の項目ごと」に修正します。
179	様式集及び記載要領	7	第2	2		企業名の記載	正本、副本ともに建設企業A社等の記載としつつ、正本にのみ実際の企業名との対照表を添付する方法についてもお認めいただけますでしょうか。	対照表を1頁に収める場合にのみ、添付を認めます。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
180	様式集及び記載要領	7	第2	3		記載内容	4点目に補足説明資料に関する記述がございますが、補足説明資料の添付は必要最低限の範囲で認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	様式集及び記載要領	7	第2	4		書式等	様式とは別に、関心表明書等、提案内容の根拠となる書類を添付することは可能でしょうか。	可とします。
182	様式集及び記載要領	8	第2	6		提案内容のデータ	電子データを保存するアプリケーションソフトは、原則としてMicrosoft Word 又はMicrosoft Excel とするが、Microsoft Word 及びMicrosoft Excel 以外のソフトを使用する場合は、PDF 形式での保存・提出も認める」とあります。企画提案書の大部分を adobe Illustrator で作成し PDF 形式で保存したものを提出しようと考えますが、問題ないと考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
183	様式集及び記載要領	様式集 4-2-2					A-1（起債対象経費一括支払金）の施設費の項目が野球場と室内練習場に分かれています。こちらは各項目に係る「実施設計費」と「建設工事費」の一括金対象の金額の合計を記載する認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	様式集及び記載要領	様式集 4-2-2		4	(2)	価格提案書等	「様式第 4-2-2 号 提案価格内訳書」について、消費税及び地方消費税の端数処理についてご教示ください。	1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額を記入してください。
185	様式集及び記載要領	様式 A-3-2 号				損益計算書	様式中の「科目」は、適宜の加除修正が可能となっておりますが、SPCの経営実態（事業期間後にも収益・費用が発生する）に合わせて、会計年度（事業期間）についても加除が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
186	様式集及び記載要領	様式 A-3-3 号				キャッシュフロー計算書	様式中の「科目」は、適宜の加除修正が可能となっておりますが、SPCの経営実態（貴市からの対価支払のように事業期間後にもキャッシュイン・同アウトが発生する）に合わせて、会計年度（事業期間）についても加除が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	様式集及び記載要領	様式 A-3-2 号				損益計算書	「当期純利益」の算出前に、「法人税等調整額」項目がございます。本PFI事業においては、同項目の調整目的となります、税効果会計の調整対象差異の発生が見込まれないことが想定されます。様式中の「科目」は、適宜の加除修正が可能となっておりますが、大項目である「法人税等調整額」についても加除が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	様式集及び記載要領	様式集 A-3-7		(3)	企画提案書	様式第 A-3-7 号 運営・維持管理費の内訳書に「運営・維持管理期間中の事業者の管理運営業務に係る金額（事業者の運営に要する費用）を記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
189	様式集及び記載要領	様式集 A-3-7					E列に「1年あたり」の項目がありますが、毎年度の金額が同額でない場合、「1年あたり（平均）」としても問題ないでしょうか。	問題ありません。その場合、備考欄にその旨記載ください。
190	様式集及び記載要領	様式 A-3-8 号				利用料金等収入の算定根拠	提案審査の公平性を期すことを目的に「ベースケース」の定義をご教示願います。	最も実現性が高いケースとしてご理解ください。様式第 A-3-8 号は、あくまでも利用料金等収入をどのように算定しているかの根拠を把握するためのものであり、採点対象ではありません。
191	モニタリング基本計画	1	第1	3	モニタリング体制	「SPCに融資している金融機関はSPCの財務状況等のモニタリングを実施する」とありますが、一般論としての記述であり、法的又は契約上の強制力は無いという理解でよろしいでしょうか。	金融機関はSPCに融資している立場で財務状況等のモニタリングを実施するものと理解しています。	

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
192	モニタリング 基本計画	4	第2	2	(1)	書類による確認 イ 建設業務	図表2-2記載の提出書類「要求水準確認報告書」の提出時期について、「要求性能確認計画書に定める時期」とありますが、要求水準確認計画書との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。モニタリング基本計画を修正します。
193	モニタリング 基本計画	4	第2	2	(1)	書類による確認 イ 建設業務	図表2-2記載の提出書類「竣工図書」の提出時期について、「工事完了時」とありますが、引渡時との理解でよろしいでしょうか。	工事完了時に提出してください。
194	モニタリング 基本計画	6	第3	2	(1)	書類による確認	「年間業務報告書」との記載がありますが、要求水準書41ページの「年度業務報告書」の誤記でしょうか。	ご理解のとおりです。モニタリング基本計画を修正します。
195	モニタリング 基本計画	6	第3	2	(1)	年間業務報告書	本報告書は、要求水準書で定められています「年度業務報告書」のことを指し、その提出時期は、P11.第4.2.(1)における「年度管理報告書」の提出時期である「各事業年度終了後及び業務完了後2ヵ月以内」であるとの理解でよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりですが、「年度管理報告書」とは異なるものです。年度業務報告書は各年度業務終了後の市長の定める日までに提出していただきます。
196	モニタリング 基本計画	8	第3	4	(1)	レベル別の事象例 レベル2	長期間の停止と記載がありますが、長期間と判断される目安の期間があれば教えて頂けますでしょうか。	目安とする期間はありません。結果として施設の運営・維持管理に重大な支障がある場合はレベル2に該当する事象と判断します。
197	モニタリング 基本計画	8	第3	4	(1)	是正措置 ア 是正レベルの認定	レベル1の事象例には「各種計画書等に・・・短期間の停止」、レベル2の事象例には「各種計画書等に・・・長期間の停止」との記載がありますが、短期間と長期間のそれぞれの目安をお示しくください。	目安とする期間はありません。結果として施設の運営・維持管理への影響が軽微と判断される場合はレベル1、重大と判断される場合はレベル2となります。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
198	モニタリング 基本計画	11	第4	2	(2)	年度管理報告書	本報告書は、要求水準書で定められています「年度業務報告書」のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	「年度管理報告書」は要求水準書第52(1)カ(り)に定める「年度管理報告書」です。
199	基本協定書（案）	1	第1条	十		用語の定義	「募集要項等」とは、市が本事業の事業者募集手続きにおいて配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。との記載がありますが、貴市にて平成31年4月15日付けで公表された「盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 実施方針・要求水準書（案）」に関する質問・意見に対する回答」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	基本協定書（案）	2	第4条	第2項		事業者の出資者	同項に規定される「市の承諾」に関して、市は合理的理由無くこれを拒み、保留し又は遅延することは無いという理解でよろしいでしょうか。	原則として第4条第2項各号と異なる議決権保有比率等は想定していません。個別の状況に応じて事業者側からの要請により例外的な取扱いを検討することはあり得ますが、承諾をするか否かは市が個別に判断します。
201	基本協定書（案）	3	第5条	第2項		事業契約の締結	「市の要望を尊重する」とありますが、尊重されるべき事由はあくまでも合理的な範囲内に限られるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
202	基本協定書（案）	3				第5条 事業契約の締結	第5条第1項において、「【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日を目途として事業契約を締結することに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする」とありますが、この日付は契約書に記載の締結日の目安であり、押印のための決裁等、事務手続きを経た後の当事者全員の押印が完了する日付とは別のものと考えてよろしいでしょうか。	第5条第1項に追記される日付は事業契約書の締結日の目安であり、当事者全員の押印が完了して実際に事業契約書が締結される日と同日とは限りません。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
203	基本協定書（案）	3				第5条 事業契約の締結	第5条第2項において、「市の要望を尊重する」とありますが、本計画を推進するために合理的な範囲でご対応させていただくものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
204	基本協定書（案）	3				第5条 事業契約の締結	第5条第3項第3号において、「納付命令又は排除措置命令により、（中略）本事業が、当該期間に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき」とありますが、納付命令又は排除措置命令の対象に本事業が含まれた場合との理解でよろしいでしょうか。	第5条第3項第3号は、本事業に関して独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合（第5条第3項第2号）ではないものの、本事業が、独占禁止法の上記規定に違反する行為があったとされた期間に入札が行われたものであり、かつ、当該行為の対象となった取引分野に該当する場合の規定です。
205	基本協定書（案）	4				第6条 準備行為	第6条第1項において、「事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為ができ、」とありますが、発注者様のご指示により事業者設立前または事業契約締結前に準備行為を開始し、その後受注者の責によらず事業者が設立できなくなった、または発注者様との契約が締結できなくなった場合、この費用については発注者様のご負担と考えてよろしいでしょうか。	市は必要かつ可能な範囲で準備行為に対する協力はしますが、準備行為はグループ構成企業の判断に基づきその費用及び責任で行って頂くことになります。
206	基本協定書（案）	5				第10条 事業契約の不成立	第10条において、「既に市及びグループ構成企業が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し」とありますが、発注者様のご指示により事業者設立前または事業契約締結前に準備行為を開始し、その後受注者の責によらず事業者が設立できなくなっ	市は必要かつ可能な範囲で準備行為に対する協力はしますが、準備行為はグループ構成企業の判断に基づきその費用及び責任で行って頂くことに

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
							た、または発注者様との契約が締結できなくなった場合、この費用については発注者様のご負担と考えてよろしいでしょうか。	なります。
207	基本協定書（案）	5				第11条 談合等不正行為があった場合の措置 第12条 反社会的行為があった場合の措置	「グループ構成企業は連帯して、市の請求に基づき…違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない」とありますが、不正を行った企業または反社会的行為を行った企業が単独でその責任を負うべきであると考えますので、不正を行った企業または反社会的行為を行った企業が支払能力を失った場合等の特殊な事情を除き、原則として不正を行った企業または反社会的行為を行った企業1社が支払いを行うものという理解でよろしいでしょうか。	「グループ構成企業は連帯して」との文言通り、グループ構成企業全体で連帯して支払って頂くこととなります。なお、グループ構成企業間での求償関係等の取り決めに妨げるものではありません。
208	基本協定書（案）	5	第11条	第1項 第2項		談合等不正行為があった場合の措置	事業契約第81条第1項第7号乃至第10号に基づき事業契約が解除され、事業契約第85条第2項又は事業契約第88条第2項に基づき事業者が違約金が科せられたときは、本条項に基づくグループ構成員に科せられる違約金は当然に免除され、すなわち事業者側に違約金が二重に科せられることは無いという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書第5条第3項第1号ないし第4号のいずれかに該当した場合において、事業契約が解除されたときは、事業者が事業契約85条又は第88条に基づき違約金を支払う必要があるのに加えて、グループ構成企業は基本協定書第11条に基づき違約金を支払う必要があります。
209	基本協定書（案）	5	第11条	第1項 第2項		談合等不正行為があった場合の措置	「グループ構成企業は連帯して」とありますが、帰責者責任の原則に従い、「責めを負うべきグループ構成企業は連帯して」という趣旨の理解でよろしいでしょうか。	「グループ構成企業は連帯して」との文言通り、グループ構成企業全体で連帯して支払って頂くこととなります。なお、グループ構成企業間での求償関係等の取り決めに妨げるものではありません。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
210	基本協定書（案）	5	第12条	第1項		反社会的行為があった場合の措置	「グループ構成企業は連帯して」とありますが、帰責者責任の原則に従い、「責めを負うべきグループ構成企業は連帯して」という趣旨の理解でよろしいでしょうか。	「グループ構成企業は連帯して」との文言通り、グループ構成企業全体で連帯して支払って頂くこととなります。なお、グループ構成企業間での求償関係等の取り決めに妨げるものではありません。
211	基本協定書（案）	6				第13条 遅延利息	「グループ構成企業は、連帯して…遅延利息を市に支払わなければならない」とありますが、基本協定書第11条及び第12条に定める違約金の支払いについては、不正を行った企業または反社会的行為を行った企業が単独でその責任を負うべきであると考えますので、不正を行った企業または反社会的行為を行った企業が支払能力を失った場合等の特殊な事情を除き、原則として不正を行った企業または反社会的行為を行った企業1社が支払いを行うものという理解でよろしいでしょうか。	「グループ構成企業は連帯して」との文言通り、グループ構成企業全体で連帯して支払って頂くこととなります。なお、グループ構成企業間での求償関係等の取り決めに妨げるものではありません。
212	基本協定書（案）	6	第13条			遅延利息	「グループ構成企業は連帯して」とありますが、帰責者責任の原則に従い、「責めを負うべきグループ構成企業は連帯して」という趣旨の理解でよろしいでしょうか。	「グループ構成企業は、連帯して」との文言通り、グループ構成企業全体で連帯して支払って頂くこととなります。なお、グループ構成企業間での求償関係等について基本協定書では規定しません。
213	基本協定書（案）	6				第14条 秘密保持	「本協定に関する事項につき…第三者に開示しないこと」とありますが、本協定に関する内容を第三者に開示しないという記載であり、本協定を締結したこと等については秘密保持義務の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
214	基本協定書（案）	6	第15条	第2項		協定の有効期間	契約関係が消滅した後も第12条の効力が存続されますと、本事業、市又は県などと全く無関係な反社会的行為全般について未来永劫にわたりグループ構成員が市に対して違約金債務を負うことになり極めて不自然かと存じますところ、第12条の効力存続に関しては除外していただく方向でご再考願えませんでしょうか。	原案の通りとします。なお、第12条第1項に基づくグループ構成企業の違約金支払義務は市が請求した場合に発生し、同条第2項の損害賠償義務は違約金の額を超過する損害がある場合に発生します。
215	事業契約書（案）						事業仮契約と事業本契約は同じ契約書で、付属資料-6の事業契約書案を仮契約として調印し、市議会の議決をもって、自動的に本契約となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	事業契約書（案）					直接協定の締結	事業契約書上に記載はありませんが、金融機関との間で直接協定を締結する想定でしょうか。また、仮に直接協定を締結する場合には事業契約書や基本協定書と同様に盛岡市のみと締結するとの理解でよろしいでしょうか。	市が必要と認める場合には直接協定を締結する想定です。発注者側は盛岡市のみが当事者になることを想定しています。
217	事業契約書（案）	1				第3条 事業の趣旨の尊重及び遵守事項	県が市に対して本事業のために分担金を支払い、市及び県が本施設を共有する時期はいつですか。現時点で想定されている共有開始年月日をご教示ください。	事業者から市に対し施設の引渡し後に、市から県へ施設の所有権の一部を譲渡する予定としています。共有開始は、供用開始と同日の2023年（令和5年）4月1日を予定しています。
218	事業契約書（案）	1	第4条	第2項		規定の適用関係	本項においては、書類間での矛盾又は相違がある場合は、事業者と市で協議の上で決定するとありますが、原則は、前項における優先順位が規定されるという認識でよろしいでしょうか。	第4条第2項は、例えば「募集要項等」に含まれる複数の書類の間の適用関係について規定しています。従って、第1項（及び第3項）と第2項とは規定している対象が異なり、原則と例外という関係にはありません。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
219	事業契約書（案）	1	第4条	第3項		規定の適用関係	本条項は第1項で定めた「要求水準書」と「企画提案書」との優劣関係に関する例外を規定した内容ですので、「事業契約書等（企画提案書を除く。）」は「要求水準書」の誤りではないでしょうか。	第4条第3項が適用されるのは企画提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された要求水準を上回る場合ですが、このような場合において、企画提案書の記載内容と要求水準書以外の書類の記載内容の関係が問題になるときは、企画提案書の提案内容がそのような書類の記載内容に優先して適用されます。第4条第3項で「事業契約書等（企画提案書を除く。）」という文言を用いているのは、この点も含めて規定するためです。
220	事業契約書（案）	3				第9条 契約の保証	保証金額は、「施設整備費及びこれに係る消費税等に相当する金額の10分の1以上」とされておりますが、この施設整備費のなかには、割賦手数料等建設工事費以外の費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。第85条第2項に規定の違約金額は「本件工事費の合計額の10分の1」とされております。	第9条第1項の文言を「施設整備費及びこれに係る消費税等に相当する金額」から「施設整備費の金額」に訂正します。なお、「施設整備費」には消費税等のほか、割賦手数料等の費用も含まれます。
221	事業契約書（案）	3				第9条 契約の保証	「施設整備費の金額に変更があった場合には、保証金額は施設費の10分の1に達するまで」とありますが、第1項では「施設整備費及びこれに係る消費税等に相当する金額の10分の1以上」とされております。「施設整備費」と「施設費」のどちらが正しいのでしょうか。	第9条第6項の文言を「施設費」から「施設整備費」に訂正します。また、第9条第1項の文言を「施設整備費及びこれに係る消費税等に相当する金額」から「施設整備費の金額」に訂正します。なお、「施設整備費」には消費税等も含まれます。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
222	事業契約書（案）	4				第9条 契約の保証	事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめることができると思いますが、事業者を契約者とし、市を被保険者とする履行保証保険を締結することでも構いませんか。	第9条第1項第4号により市を被保険者とする履行保証保険契約を締結することができます。
223	事業契約書（案）	4	第9条	3		契約の保証	「施設整備費に相当する金額の10分の1以上を保証金額とする。」とされており、同条第1項では、「施設整備費及びこれらに係る消費税等に相当する金額の10分の1以上に相当する額」となっていますが、誤記ではないとの理解でよろしいでしょうか。	第9条第1項の文言を「施設整備費及びこれに係る消費税等に相当する金額」から「施設整備費の金額」に訂正します。なお、「施設整備費」には消費税等も含まれます。
224	事業契約書（案）	4	第9条	4		契約の保証	「施設整備費に相当する金額の10分の1以上を保証金額又は保険金額とする。」とされており、同条第1項では、「施設整備費及びこれらに係る消費税等に相当する金額の10分の1以上に相当する額」となっていますが、誤記ではないとの理解でよろしいでしょうか。	第9条第1項の文言を「施設整備費及びこれに係る消費税等に相当する金額」から「施設整備費の金額」に訂正します。なお、「施設整備費」には消費税等も含まれます。
225	事業契約書（案）	4	第11条	第3項		事業者の責任	事業者から市に対して報告を実施し、貴市から了解を得た事項については、貴市にも責任を負担していただきたく存じます。	事業契約書上に別途規定されている場合を除き、事業者からの報告を市が了解した場合も、そのことを以て市が何らかの責任を負担することは想定していません。
226	事業契約書（案）	5	第13条	3	二	成果物及び本施設の著作権	「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること」との記載がありますが、成果物は事業者のノウハウであり、不特定多数に「閲覧、複写、譲渡」されることは、好ましくないと考えます。本条項に関しては、本事業の実施に関する範囲に限定して頂けないでしょうか。	原案の通りとします。なお、成果物もその内容等に応じて第5条が適用されます。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
227	事業契約書（案）	5	第12条			事業工程表	ここでいう「事業工程表」とは、要求水準書48ページ第5-2(1)ウで記載の事業工程表と同一との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	事業契約書（案）	5				第13条 成果物及び本施設の著作権	ここで言う成果物とは、別紙2に定める通り、企画提案書等事業者のノウハウに関する書類は含まないとの理解でよろしいでしょうか。また、「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡する」場合、事業者のノウハウに関する事項を含む書類については、事前に事業者を確認をいただけたとの理解でよろしいでしょうか。	成果物には事業者のノウハウに関する書類が含まれ得ます。第5条の秘密保持義務の対象となる成果物を県以外の第三者に開示しようとする場合には、盛岡市情報公開条例に則って対応致します。
229	事業契約書（案）	5				第13条 成果物及び本施設の著作権	成果物及び本施設が著作物に該当する場合、著作権法上では著作者である受注者にその権利が帰属することとなりますが、一方で要求水準書 P277(9)には、「設計図書に関する著作権は市に帰属する」と記載があります。この二つの表記については、事業契約書第4条第1項に規定のとおり、事業契約書の記載を正として考えるものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書第13条の規定に合わせて要求水準書の記載を修正致します。
230	事業契約書（案）	6	第14条	第2項		第三者の知的財産権等の侵害	事業者の責めに帰すべき事由でなく、かつ事業者が募集要項等に定められた事項を遵守している場合における、当該侵害により生じた損害及び損害の補償及び賠償については、別途協議事項とさせていただきます。	原案の通りとします。
231	事業契約書（案）	6	第15条	1		選定企業の使用等	事業者の税務申告等を税理士等へ委託する場合においても、本条に委託先として記載する必要がありますでしょうか。	税務申告を税理士等に委託する場合については記載は不要です。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
232	事業契約書（案）	7	第16条	第1・3・4項		選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止	1における“主たる部分”、3、4における“主体的な部分”について、具体的に範囲をお示しいただきたく存じます。	第1項の「主たる部分」とは、設計業務又は工事管理業務のうちの主要な業務です。また、第3項及び第4項の「主体的部分」とは、維持管理業務及び運営業務の定義に記載の通り、それぞれ運営業務又は維持管理業務に係る総合的な企画及び業務遂行の管理です。
233	事業契約書（案）	7	第17条	第1項		各業務における第三者の使用等	例えば建設業務において、建設業務が実施する者が業務の一部を請負企業に発注する場合においても、7日前までに、市に対し書面により通知する義務を負うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
234	事業契約書（案）	7	第17条	2		各業務における第三者の使用等	「業務の委任又は請負に係る契約の内容が事業契約書等に適合しないと認める場合には」との記載は、基本協定書第5条3項に該当する場合を指していることを確認させてください。	第17条第2項は、事業者から業務を受任し又は請け負う選定企業と第三者との間の業務委託等に係る契約の内容が、当該業務に関する事業契約書等の内容に沿わない場合に、事業契約書等の内容が適切に実現されるための対応も含めて規定したものであり、その対象は基本協定書第5条第3項に該当する場合に限りません。
235	事業契約書（案）	7				第18条 監視職員	本案件の、監視職員の設置予定の有無についてご教示ください。	現段階では未定です。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
236	事業契約書（案）	9	第23				<p>本事業の運営・維持管理は、事業者が指定管理者として行うため、盛岡市の人口が30万人を超過した場合でも事業者に事業所税が課税されることはない理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>事業所税については、利用料金制が導入されている指定管理者は、利用料金を自らの収入として帰属させることができるため、公の施設の管理事業における実質的な事業主体と判断しうることから、課税となる可能性があります。一方、管理事業の結果生じた全ての利益を市へ返還し、かつ、生じた損失の全てを市が補填するような取決めがあり、実質的に指定管理者に事業の主体性が認められないよう場合には、事業主体は市となります。</p>
237	事業契約書（案）	9	第24条	第2項		許認可の取得等	<p>「前項ただし書きに定める場合を除き」とありますが、これの意図することは、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合に市が必要な措置を講じず、それが原因で事業者が増加費用（損害を含みます。）が発生したときは市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>市が取得又は届出をすべき許認可について市の帰責事由により取得又は届出がなされなかった場合に発生する費用等については、合理的な範囲内で市が負担する想定です。</p>
238	事業契約書（案）	10				第25条 保険の付保等	<p>本施設の引渡し後、貴市は貴市所有の財物に保険を付保する予定はありますか。ございましたら、付保予定保険の補償内容をご教示下さい。</p>	<p>市が公益社団法人全国市有物件災害共済会による建物総合損害共済に加入することを検討しています。当該損害共済への加入にあたっては、物件を「建物」、「工作物」、「動産」に分けて委託します。実際の損害発生時には、委託物件ごと</p>

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
								の構造や建築価額、損害発生理由等に 応じた補償を受けられる内容となっ ています。
239	事業契約書（案）	10	第 25 条	2		保険の付保等	本事業の実施に必要な保険等を検討するにあたり、貴市にて要求 水準書に記載の「全国市長会市民総合賠償保障保険」以外で、本 施設に関連して加入している若しくは、加入予定の保険に関する 想定等あれば、ご教示頂けないでしょうか。	市が「全国市長会市民総合賠償補償保 険」以外で、本施設に関連して加入し ている若しくは、加入予定の保険はあ りません。
240	事業契約書（案）	10				第26条 関 連業務等の調 整	第三者の行う工事に関する協力や調整について、事業者が著しく 負担を負う内容となった場合は、発注者様と協議のうえ、事業費 の改定事由とさせていただいてもよろしいでしょうか。	事業契約書上に別途規定されている 場合を除き、事業費の改定事由とはし ませんが、必要な対応については協議 に応じます。
241	事業契約書（案）	10	第 26 条	1		関連業務など の調整	「市又は県が本件施設に関して個別に発注する第三者の施工する 工事」として想定されるものがあれば御教授ください。	現段階では未定です。
242	事業契約書（案）	10	第 26 条	第3 項		関連業務等の 調整	事業者は貴市又は岩手県が個別に発注する「第三者及びその使用 人等に関する一切の責任を負わない」が、「事業者による調整が不 相当と認められる場合はこの限りでない」とされていますが、 調整をもってしても補いきれないほど第三者の工事に瑕疵がある ような場合まで、事業者が責任を負わなければならないのでしょ うか。この場合の責任の範囲について明確にお示しください。	具体的な判断は個別の事案によりま すが、事業者による調整が客観的に適 当なものであり、事業者の調整では第 三者の関連業務等に起因する損害等 を回避する余地がなかったような場 合には、事業者は当該損害等について 責任を負いません。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
243	事業契約書（案）	11	第28条	1		物価等の変動に基づく本件工事費の改定	「本件工事費」は別紙2の定義によれば消費税を含みますが、本条は物価変動に関する規定であるため、消費税を含まない金額（=様式第A-3-6号の「建設工事費」の金額）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
244	事業契約書（案）	11	第28条			物価等の変動に基づく本件工事費の改定	貴市の工事請負約款に規定されている全体スライドに基づく施設整備費の改定についても適用いただきたく存じます。	ご要望を踏まえ、全体スライドについても適用する事とします。
245	事業契約書（案）	11	第29条	第1項		要求水準の変更	要求水準の変更が必要であると認めたときに市が一方的に事業者側に通知するだけでなく、事業者側からもこれを市に対して通知できるように変更いただけないでしょうか。もともと、最終的に要求水準を変更する主体は市に他ならないという理解に変わりはありません。	原案の通りとします。
246	事業契約書（案）	11	第29条	2、3		要求水準変更	第29条の2項にて協議が整わない場合3項が適用となるのですが、1項と異なり2項には期間の定めがないようですが、これは1項と同様14日以内を指すと考えれば宜しいでしょうか。	個別の具体的な状況に応じて合理的な範囲で協議を行うことを想定しており、必ずしも14日以内という期間になるとは限りません。
247	事業契約書（案）	11	30条	2項		要求水準の変更による措置	市が負担する「合理的な増加費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	合理的な範囲の金融費用を避けられない場合については、ご理解の通りです。
248	事業契約書（案）	12	第30条	第5・6項		要求水準の変更による措置	本条第2項の規定は、本条第4、5項において発生する費用においても適用されるという認識でよろしいでしょうか。	「法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合」（第30条第4項）は市の責めに帰すべき事由がある場合ではないので、この場合に同条第2項は適用されませ

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
								ん。同条第5項の要求水準の変更が市の責めに帰すべき事由による場合には、同条第2項が適用されます。
249	事業契約書（案）	12	第31条	第1項		臨機の措置	臨機の措置について。「この場合、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ市の意見を聞かなければならない」とされています。しかし、そもそも臨機の措置を取らなければならない状況は緊急を要する事態です。その中で、場合によって（時間的猶予があるような）状況が許す場合は、貴市と相談する、とさせていただきます。	原案の通りとします。災害防止等のために措置が必要でも、個別事案の状況により事前に市に意見を聴く時間的余裕がある場合もあると考えられますが、緊急やむを得ない事情がある場合については第31条第1項但書が適用されます。
250	事業契約書（案）	12	第32条	第1項		第三者に生じた損害	事業者が負担すべき損害に「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。」とありますが、盛岡市工事請負約款等の第28条第2項によれば、これを発注者（盛岡市）が負担するものと定められております。同工事請負約款等に基づき、市にご負担いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
251	事業契約書（案）	12	第32条	1		第三者に生じた損害	「通常避けることのできない～等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。」との記載がありますが、事業者が善良な管理者の注意をもってしても避けられない理由に関しては、貴市負担としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
252	事業契約書（案）	12	第32条	1		第三者に生じた損害	「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下～を含む」とありますが、これらの対策として事業者に求められるのは第42条の「合理的に要求される範囲」との理解でよろしいでしょうか。	第42条に定める範囲の対策を行うことは事業者の義務ですが、かかる対策を実施してもなお第三者に損害が発生した場合には、事業者が当該損害を

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
								賠償することになります。
253	事業契約書（案）	12	第32条	1		第三者に生じた損害	事業者によって「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下～を含む」損害の賠償を負うこととした場合に、事業者のリスクの想定は困難であると考えます。市と事業者のいずれの責にも帰すことのできない事由は第34条を適用することとしていただけませんか。	原案の通りとします。
254	事業契約書（案）	13	第33条	4		法令変更	事業に影響を及ぼす法令変更については市が増加費用を負担することとなっています。事業に影響を及ぼす法令とは要求水準書に記載ある法令と考えておけば宜しいでしょうか。	事業に影響を及ぼす法令は、必ずしも要求水準書に記載のある法令に限られません。
255	事業契約書（案）	13	第33条	7		法令変更による措置	本項参照先の条文に関して、「第6章第1節84条」、「第6章第2節87条」、「第6章第3節第90条」との記載がありますが、いずれも「第7章」誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、訂正します。
256	事業契約書（案）	14	第34条	6		不可抗力による措置	本項参照先の条文に関して、「第6章第1節84条」、「第6章第2節87条」、「第6章第3節第90条」との記載がありますが、いずれも「第7章」誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、訂正します。
257	事業契約書（案）	14	35条	3項		中断による措置	市が負担する「合理的な増加費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	合理的な範囲の金融費用を避けられない場合については、ご理解の通りです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
258	事業契約書（案）	14	第35	第3、4		中断による措置	事業を一時中止する場合の原因について、市の責めに帰す場合と、事業者の責めに帰す場合についての規定に関して、貴市の責めに帰す場合、事業者に発生する「合理的な」増加費用については、貴市が負担するとあります。一方、事業者に責めの場合、事業者が「すべて」負担するとされています。事業者に一方的にリスク分担を増やす規定を修正し、両括弧の文言を外して頂きたく存じます。	原案の通りとします。
259	事業契約書（案）	14	第36	条		関係者協議会の設置	本項目に記載の関係者協議会に関して、貴市にて想定等あれば、ご教示頂けないでしょうか。（業務内容の報告会、市主催イベントの事前協議等）	盛岡市と岩手県及び事業者において、定期的な協議会が想定されますが、現段階では未定です。
260	事業契約書（案）	15	第39	条	各項	要求水準の確認	「要求水準確認計画書」及び「要求水準確認報告書」の作成は、求められる基準如何によっては、本業務以上に事業者側にとって過剰なまでの労力を要する作業となることが予想されるため、極力簡素化するか、又はこれを見直していただくことはできないでしょうか。	ご質問の趣旨を踏まえ、必要十分な内容とします。なお、様式について事業者から提案を行うことは差し支えありませんが、要求水準書に沿った提案内容が確認できる内容としてください。
261	事業契約書（案）	15	第38	条		事業費内訳書等	本条に定める内訳書とは、要求水準書50ページ第52(2)ウの事業費内訳書と同一との理解でよろしいでしょうか。また、その内容は様式第4-2-2号と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	事業契約書（案）	15	第38	条		事業費内訳書等	内訳書の提出時期は協議により定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	事業契約書（案）	15	40	条	1	事業用地の確保等	事業者は事業用地を無償で使用することができるとの記載がありますが、事業者に対してどのような形態で使用权を付与するのでしょうか。	指定管理者指定前については、盛岡市都市公園条例に基づき使用料の減免手続きを行った上で使用できるものです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
								また、指定後については、指定管理者として、本事業の範囲内において無償で使用できるものです。
264	事業契約書（案）	15	第40条	1		事業用地の確保等	「事業用地」は別紙2p53の定義に従うと、事業計画地（募集要項p3）のように、盛岡南公園の未開設部分に限るとされていません。例えば、必要があれば、開設されている部分の駐車場も無償で使用できるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	事業契約書（案）	15	第40条	2		事業用地の確保等	事業者が都市公園法第5条1項の規定に基づく許可を取得したときは、事業者は市に使用料を支払う。とありますが、事業者が使用料を支払うのは、要求水準で整備が求められている施設以外で、事業者が独自にベンチ等の公園施設を設置する場合との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、市長が公益上特に認めた場合には、減免とする場合があります。
266	事業契約書（案）	16	第42条	42	第4項	近隣対策	事業者が費用を負担するのは、事業者の責めによるものであるという認識でよろしいでしょうか。	第3項に基づき市が負担する費用以外は全て事業者が負担することになります。
267	事業契約書（案）	16	第43条	第2項		引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	遅延利息の率を乗じる「施設費相当額」から確認済みの出来高相当部分は控除されるという理解でよろしいでしょうか。	施設費相当額には確認済みの出来高相当部分も含まれます。
268	事業契約書（案）	16	43条	1		引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	市の責めに帰すべき事由により、施設の引渡し予定日が遅延した場合は事業者が負担した合理的な増加費用を市が負担するとの記載がありますが、増加費用には借入人が金融機関に支払う金利（遅延利息を含む）も含まれるのでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
269	事業契約書（案）	16	43条	1項		引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	市が負担する「合理的な増加費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	合理的な範囲の金融費用を避けられない場合については、ご理解の通りです。
270	事業契約書（案）	17	第44条	第3項		調査	「土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く」とありますが、その他、土地の形状、性質（地質）、湧水等の状態など、土地の瑕疵に関する施工条件の制約事由全般が除外対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	事業者が行う造成工事等の不備・瑕疵に起因する土地の瑕疵は除外対象に含まれませんが、それ以外の土地の瑕疵についてはご理解の通りです。
271	事業契約書（案）	17	第44条	第4項		調査	土壌、汚染、地中障害物及び埋蔵文化財等の存在に限らず、建設業務の実施にあたって新たに対策費が発生する場合において、貴市が公表した資料から予見できないものによる場合は、貴市に費用を負担いただきたく存じます。	第44条第4項に該当する場合に生じる合理的な範囲内の増加費用であれば、第44条第5項により市が負担します。
272	事業契約書（案）	17	第44条	第4項		調査	土壌汚染、地中障害物に伴う増加費用の取扱いについて、市は「前項の場合において生じる合理的な範囲の増加費用を負担する」とされていますが、4項の土壌汚染・地中障害物の存在の仕分けで、特に後半の「募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていた」ことにより発生した増加費用は、（リスク分担表にもある通り、「合理的な範囲」という限定不要の、貴市のご負担であります。4項前半の「募集要項で規定されていなかったこと」も同様であり、当該括弧の限定をお外しいいただきたく存じます。	原案の通りとします。
273	事業契約書（案）	17	44条	5項		調査	市が負担する「合理的な範囲内の増加費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	合理的な範囲の金融費用を避けられない場合については、ご理解の通りです。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
274	事業契約書（案）	17				第44条 調査	「事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。）には、その対策費を負担する。」とありますが、測量の項目にも当てはまるように読めます。実施方針時のリスク分担表では「市が実施した測量・調査に関するもの」のリスク分担は「市」となっています。事業契約書（案）の該当部分は1月の実施方針のリスク分担表から方針が変わったということでしょうか。	リスク分担の方針に変更はありません。事業者の測量・調査に係るリスクは引き続き事業者の負担とするものです。
275	事業契約書（案）	17				第44条 調査	第4項の規定で、「・・・事業者に著しい増加費用が発生することが判明した場合には・・・」とありますが、「著しい」の程度につきましてご教示ください。	個別具体的な事情に応じて客観的に著しいと評価できる程度です。
276	事業契約書（案）	17				第44条 調査	第44条第3項において、調査により新たな事情が判明した場合、その対策費は事業者が負担するとありますが、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等に限らず、募集要項等で規定されていなかったこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより発生する追加費用については、市のご負担としていただけないでしょうか。	第44条第4項に該当する場合に生じる合理的な範囲内の増加費用であれば、第44条第5項により市が負担します。
277	事業契約書（案）	18	第48条	1		設計図書の作成及び提出	基本設計の完了前に、市と事業者で平面計画につき協議をする日数が40日以内とありますが、これは、事業者にて作成し完成した基本設計図書の平面図を市に確認いただくのが40日以内ということではなく、市と協議をしながら基本設計を進めていくことが求められており、40日以内の協議期間を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解の通りです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
278	事業契約書（案）	20				第52条 実 施工程表	第52条第3項に実施工程表に記載された出来高予定と進捗状況報告書に示された出来高との変動が5%を超える状況が生じた場合には、その理由を明確にして市に報告するとありますが、出来高が予定より5%を超えて遅延した場合との理解でよろしいでしょうか。	出来高が予定より5%を超えて遅延した場合に加えて、予定より5%を超えて早まった場合にもご報告頂く必要があります。
279	事業契約書（案）	22				第61条 引 渡し	第61条第1項に「事業者は、（中略）市及び県による部分使用がない限りにおいて本施設を未使用の状態であらうか」とありますが、別紙2において引渡予定日が2023年3月31日、供用開始予定日が2023年4月1日と定められています。引渡予定日前に事業者が施設を使用し開業準備を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
280	事業契約書（案）	22	第 61 条			引渡し	引渡書の様式は別途ご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	市ホームページで公表している「盛岡市市営建設工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式について」様式第16号（工事完成引渡書）を参照してください。
281	事業契約書（案）	22	第 62 条			部分使用	市は本施設の引渡し前においても、事業者の承諾を得て本施設の全部又は一部を使用し、とあります。市又は県が部分使用される理由及びタイミング並びに範囲をご教示願います。	現段階では未定です。

No	資料名	該当箇所				項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節			
282	事業契約書（案）	22	第63条			瑕疵担保責任	事業契約は改正民法が施行される2020年4月1日より前に締結されるので、改正前民法の規定が適用されますが、SPCと建設企業が結ぶ工事請負契約は、改正民法の影響を受けると理解していません。事業契約と工事請負契約において、瑕疵担保責任の考え方が異なるのを避けるため（請求期間の起算点等）、事業契約（案）の瑕疵担保責任の規定を改正民法に対応して修正頂けないでしょうか。	原案の通りとします。事業契約の締結時期と工事請負契約の締結時期が異なることにより生じ得るご指摘の問題は、工事請負契約においてご対応頂くことが可能と考えます。
283	事業契約書（案）	24	第68条	1		本施設の損傷	「損傷」には経年劣化も含むのでしょうか。含む場合、第3項第4号に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	第68条の「損傷」に経年劣化は含まれません。経年劣化に対する対応は維持管理業務に含まれますが、その具体的な内容については要求水準書に記載しています。
284	事業契約書（案）	24	第68条	3	三	本施設の損傷	不可抗力により損傷した場合の費用負担方法の規定先となります「第2章第36条第3項」とは、「第2章第34条第3項」の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	第68条第3項第3号の文言を「第2章第36条第3項による。」から「第2章第34条第3項による。」に訂正します。
285	事業契約書（案）	24	第68条	第3項	第3号	本施設の損傷	不可抗力により本施設が損傷した場合に第34条（不可抗力による措置）第3項が適用される旨が定められていますが、あくまでも事業者の業務範囲（維持管理業務のうち修繕業務）内における適用であり、例えば、不可抗力により本施設が全壊した場合など、明らかに事業者の業務範囲を超える場合には適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
286	事業契約書（案）	24				第68条 本施設の損傷	第27条による保険でてん補された費用とありますが、第25条によるものとの理解でよろしいでしょうか。	第68条第3項の文言を「第2章第27条の保険」から「第2章第25条の保険」に訂正します。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
287	事業契約書（案）	25	第72条	第2項 第3項		利用料金等	本条項に定められる「市の承諾」に関して、市は合理的な理由無くこれを拒み、保留し又は遅延することは無いという理解でよろしいでしょうか。	条例の範囲内で市が個別に判断します。
288	事業契約書（案）	25	第72条	第5項		利用料金等	「民間事業者の努力によると認められる範囲を超えて著しく超過した場合」とありますが、具体的な適用（判断）基準をお示しいただけませんでしょうか。	市と事業者の間で定量的な指標を合意できる場合には覚書等で対応することを想定しています。そのような合意がなされるまでは、個別具体的な状況に応じ、必要と認める場合には事業者の意見も踏まえて、市が判断します。
289	事業契約書（案）	27	第80条	1		運営・維持管理費及び事業者の運営に関する費用の支払	本条文の参照先として、「第4章第2節第69条第2項」との記載がありますが、「第4章第1節第69条第2項」の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですので、事業契約書（案）第80条第1項の文言を「第4章第2節第69条」から「第4章第1節第69条」に修正します。
290	事業契約書（案）	29	第81条	第1項	第11号	市の解除権	グループ構成員は当然に事業契約の主体では無く、彼らのいずれかの表明保証違反をもって事業契約の解除事由とすることは、契約主体たる事業者としてコントロール範囲外のこと（コントロール不能事由）で解約されるに等しく、事業者にとってあまりにも過酷ですので、本号を削除していただく方向でご再考願えないでしょうか。	原案の通りとします。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
291	事業契約書（案）	30	85条	1項	三	事業者の帰責事由による契約解除の効力	市がSPCに支払う「出来形部分に相当する代金」はどのように算出されますか（工事監理費等の建設期間中に発生する合理的な費用を含むという理解で良いでしょうか。）。	建設工事費の出来形相当部分以外の費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、市が決定します。
292	事業契約書（案）	31	第85条	第1項	第3号	事業者の帰責事由による契約解除の効力	「当該出来形部分に相当する代金」とありますが、これは第2条の57.で定義される施設費の各項目において出来形として確認された部分に相当する代金という理解でよろしいでしょうか。	建設工事費の出来形相当部分以外の費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、市が決定します。
293	事業契約書（案）	31	85条	四		事業者の帰責事由による契約解除の効力	建設期間中に出来形部分を買受ける場合には、市が事業者に発生する合理的な金融費用を負担するとの記載がありますが、合理的な金融費用には元本のほか利息も含まれるのでしょうか。	合理的な範囲の金融費用を避けられない場合については、ご理解の通りです。
294	事業契約書（案）	31	第85条	三		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「当該出来形部分に相当する代金（これにかかる消費税等を含む。）及びこれに係る再計算の利息に相当する金額を支払う。」における再計算の条件をご教示願います。（別紙4.4がありません。）	別紙6を参照してください。
295	事業契約書（案）	31	第85条	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「本件工事費」とは様式第A-3-6号の「建設工事費」に消費税額を加算した額を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
296	事業契約書（案）	31	第86条	第2項	第2号	市の任意による又は市の帰責事由による契約解除の効力	「当該出来形部分に相応する代金」とありますが、これは第2条の57. で定義される施設費の各項目において出来形として確認された部分に相応する代金という理解でよろしいでしょうか。	建設工事費の出来形相当部分以外の費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、市が決定します。
297	事業契約書（案）	31				第85条 事業者の帰責事由による契約解除の効力	第81条第1項第七号ないし第十号のいずれかにより事業契約が解除された場合、事業者は違約金を支払うことになっておりますが、基本協定書第11条においてグループ構成企業も同様の事由で契約解除となった場合、違約金を支払うことになっております。このような場合、事業者も、グループ構成企業もそれぞれ貴市に対して違約金を支払わなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	事業契約書（案）	31				第85条 事業者の帰責事由による契約解除の効力 第88条 事業者の帰責事由による契約解除の効力	第85条第2項及び第88条第2項において、第81条第1項各号のいずれかにより本契約の全部または一部を解除する場合には事業者は違約金を支払う旨の規定がなされていますが、第81条第1項の規定には第83条に定める市の帰責事由による契約解除も含まれています。違約金の発生は事業者の帰責事由による契約解除に限定していただけないでしょうか。	第81条1項各号の解除事由には第83条各号の解除事由は含まれていません。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
299	事業契約書（案）	31				第86条 市の任意による 又は市の帰責事由による契約解除の効力 第89条 市の任意による 又は帰責事由による契約解除の効力	第86条第2項第3号及び第89条第2項第3号において、出来高部分に相当する代金の支払いについて当初定められた施設整備費の支払スケジュールの最長の期間とし、その期間内において分割で支払うことも可能とありますが、事業契約解除に伴い業務が発生しないことから、契約解除が行われた年度末までの支払いをお願いいたします。	原案の通りとします。
300	事業契約書（案）	32	第87条	第1項	第3号	法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	「当該出来形部分に相当する代金」とありますが、これは第2条の57.で定義される施設費の各項目において出来形として確認された部分に相当する代金という理解でよろしいでしょうか。	建設工事費の出来形相当部分以外の費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と認められる合理的な範囲で出来形の対象となります。具体的な取り扱いについては、事業者と協議の上、市が決定します。
301	事業契約書（案）	32	第88条	二		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「契約解除通知日における施設費の残額」は、既に引渡しを終えて確定した債権であることから「契約解除通知日における施設費の残額及び、これに係る消費税等の額」となることを、確認させてください。	施設費には消費税等の額が含まれます。
302	事業契約書（案）	32	第88条	二		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。」における再計算の条件をご教示願います。（別紙4.4がありません。）	別紙6を参照してください。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
303	事業契約書（案）	33	第88条	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	第88条の違約金額の設定方法ですと、維持管理・運営期間当初の違約金額が維持管理・運営業務のサービス対価に比して極めて大きくなり、結果としてその対応コストが提案価格に反映されることとなってしまいます。施設引渡後の解除の違約金は、例えば年間の維持管理・運営費の10%等の水準でご再考いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
304	事業契約書（案）	33	第89条	2	一	市の任意による又は帰責事由による契約解除の効力	「契約解除通知日における施設費の残額」は、既に引渡しを終えて確定した債権であることから「契約解除通知日における施設費の残額及び、これに係る消費税等の額」となることを、確認させていただきます。	施設費には消費税等の額が含まれません。
305	事業契約書（案）	33	第89条	2	一	市の任意による又は帰責事由による契約解除の効力	「契約解除通知日までに生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。」における再計算の条件をご教示願います。（別紙4.4がありません。）	別紙6を参照してください。
306	事業契約書（案）	33	第88条	第2項		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の残額の10分の1」とありますが、事業段階の違いによる違約金の多寡が顕著に過ぎるので、一般的に当該年度の運営・維持管理費用等に見直していただく方向でご再考願えないでしょうか。	原案の通りとします。
307	事業契約書（案）	33				第88条 事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金額は、「運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の残額の10分の1に相当する額」とされておりますが、この、「運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用」の金額は消費税等を含む金額でしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
308	事業契約書（案）	33	89条	2項	三	市の任意による又は帰責事由による契約解除の効力	「市は事業者が発生する合理的な金融費用を負担する」とあります。本条は、市の帰責事由等による解除の規定であるにも関わらず、負担の対象が「金融費用」に絞られており、次条等と比較してSPCに過度な負担を強いる規定にも読めますが、かかる規定とした意図をご教示下さい。	金融費用以外の増加費用については第89条第3項に規定しています。なお、第90条第1項第4号の「合理的な増加費用」を「合理的な金融費用」に訂正します。
309	事業契約書（案）	33	第88	2			違約金の対象期間について、「本契約解除時点から当初の事業期間終了時点まで」と定められていますが、対象期間が長いため「本契約解除日が属する年度」に変更いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
310	事業契約書（案）	33	第88条	第2項		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「運営・維持管理費及び事業者の運営に要する費用の残額の10分の1」とありますが、当該解除の時期によっては、事業者の違約金負担リスクが過大かと思料しますので、再考いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
311	事業契約書（案）	34	90条	1項	四	法令等の変更又は不可抗力等による解約解除の効力	「市は事業者が発生する合理的な増加費用を負担する」とありますが、「合理的な増加費用」には、合理的な範囲の金融費用を含むとの理解で良いですか。	第90条第1項第4号の「合理的な増加費用」を「合理的な金融費用」に訂正します。
312	事業契約書（案）	34	第90条	二		法令等の変更又は不可抗力等による契約解除の効力	「契約解除通知日における施設費の残額」は、既に引渡しを終えて確定した債権であることから「契約解除通知日における施設費の残額及び、これに係る消費税等の額」となることを、確認させてください。	施設費には消費税等の額が含まれます。
313	事業契約書（案）	34	第90条	二		法令等の変更又は不可抗力等による契約解除の効力	「契約解除通知日まで生じた割賦手数料及び当該施設費の残額に係る再計算の利息に相当する金額を支払う。」における再計算の条件をご教示願います。（別紙4.4がありません。）	別紙6を参照してください。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
314	事業契約書（案）	34				第91条 第 期間満了によ る終了	第2項に「市は、前項に定める終了日の1年前に、・・・協議を開始する。」との記載がありますが、要求水準書39ページには、事業期間終了の3年前と2年前の業務内容についての記載がありません。 事業期間終了に伴う市と事業者との協議については、その開始時期や協議内容等について改めてお示しください。	第91条第2項及び要求水準書第3の3(9)に記載の通り、事業期間終了日の3年前に事業期間終了時の本施設の取扱いについて協議を開始し、1年前に本施設が要求水準書及び企画提案書で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始することになります。また、業務の引継ぎが円滑に進むよう、必要な場合には時期を問わず協議を行うことが求められます。
315	事業契約書（案）	36	第 96 条	第2 項		事業者による 真実の表明保 証及び誓約	「基本協定書に基づいて構成員が市に提出した出資者誓約書の内容に虚偽のないこと」を当該誓約の主体でも無い事業者が改めて誓約することは困難ですので、これを見直していただく方向でご再考願えないでしょうか。	原案の通りとします。
316	事業契約書（案）	40	別 紙2	8		運営・維持管 理費	別紙4にしたがって、「運営等業務費（別紙4.対価番号のB1）」と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、別紙4の事業費の番号B-1に記載の費用です（なお、事業契約上「運営等業務費」という用語は用いていません。）。
317	事業契約書（案）	44	別 紙2	57		施設費	「内容は別紙4による。」とのことですが、別紙4における消費税等を含まない。との理解でよろしいでしょうか。	施設費には消費税等の額が含まれません。
318	事業契約書（案）	47	別 紙2	89		本件工事費	（消費税を含む。）となっていますが、定義57号等との関係から「消費税等は含まない。」との理解でよろしいでしょうか。	原案の通りとします。
319	事業契約書（案）	47	別 紙2	90		本件工事費等	（消費税を含む。）となっていますが、定義57号等との関係から「消費税等は含まない。」との理解でよろしいでしょうか。	原案の通りとします。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
320	事業契約書（案）	50	別紙3	第1	3	事業者が付す 保険 生産物賠償責任 責任保険	生産物賠償責任保険（いわゆる「瑕疵保険」）は一般的に保険料が高額となるため、付保は任意としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
321	事業契約書（案）	50	別紙3	第2		運營業務にか かる保険	保険契約者について、要求水準書 P39 第 3. 4(2)では「SPC」との記載がありますが、事業契約書別紙3第2のとおり運営企業・維持管理企業を保険契約者とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
322	事業契約書（案）	52	別紙4	1		事業費の構成	A-1、A-2、A-3で建設工事費を100分の94や100分の85などに按分することになっておりますが、端数は、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。	端数は、A-2起債対象経費割賦支払金に合算してください。
323	事業契約書（案）	52	別紙4	1		事業費の構成	運營業務、維持管理業務における開業準備に係る金額は、事業費の構成（A-1、A-2、A-3、B-1）のどの部分に当てはまることになるのでしょうか。	別紙4中の「A-3」に該当します。
324	事業契約書（案）	53	別紙4	2	(1)	2. 事業費の 支払方法等	起債対象経費一括支払金は2020年度から2022年度の間確認または完成後確認後の結果に応じて年度毎に3回に分けて支払われるとの記載がありますが、仮に初回の確認に合格せず中間金が支払われない場合、支払額は次回に繰り越されるのでしょうか。	初回の確認に合格しない場合、その次の回の所定の検査に合格すればかかる出来高に応じた対価が支払われます。
325	事業契約書（案）	53	別紙4	2	(1)	起債対象経費 一括支払金 (A-1)	起債対象経費一括支払金（A-1）は、設計業務の成果物の提出、建設業務の中間確認の後に支払われるとのことですが、成果物提出日、中間確認日はそれぞれ事業者の任意でよろしいでしょうか。	設計業務の成果物の提出は第48条に、中間確認は第55条に従って行う必要があります。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
326	事業契約書（案）	53	別紙4	2	(2)	起債対象対象経費割賦支払金及び起債対象外経費割賦支払金（A-2、A-3）	A-2、A-3は元本均等払となっておりますが、端数につきましては、初回支払時か最終回支払時のいずれの支払回に、加算するのか、減算するのかご教示ください。	端数は、初回支払い時に加算してください。
327	事業契約書（案）	54	別紙4	2	(2)オ	基準金利	基準金利は引渡予定日である2023年3月末の2営業日前の10年物金利スワップレートとの記載がありますが、LIBORは2021年末に廃止される見通しにあります。基準金利の判定日に該当の基準金利が存在しない可能性があります。基準金利は事業契約締結後に見直される想定でしょうか。	基準金利の変更・廃止等については現時点では確定事項でないため、今後変更が確定した場合、国内外の金利指標の動向が明らかになった時点で指標については定めることとします。
328	事業契約書（案）	54	別紙4 2	(3)	イ		B-1の各回の支払金額は同額ではなくても良い理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	事業契約書（案）	54	別紙4	3	(1)	事業費の改定基本的考え方	「基準金利の見直し」とありますが、具体的な見直し方法をお示しいただけませんでしょうか。	別紙4の2.(2)オに記載の通り、引渡予定日の2営業日前において基準金利を決定し、その後は見直しを行わないこととしています。
330	事業契約書（案）	55	別紙4	3	(2)	施設整備費の物価変動に基づく改定	全体スライドに基づく施設整備費の改定についても適用いただきたく存じます。	ご意見を踏まえ、全体スライドについても追記します。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
331	事業契約書（案）	55	別紙4	3	(2)	施設整備費の物価変動に基づく改定	建設整備の物価変動に基づく改定について、いわゆる全体スライドによる適用に関する考え方についてご教示ください。	原則として、「盛岡市工事請負約款等（平成31年4月9日改正）」に準ずる取扱とします。全体スライド条項に関する記載も追記することとします。
332	事業契約書（案）	55	別紙4	3	(3)	運営等業務等に係る対価の物価変動に基づく改定	「前回改定時の指標に対して、現指標が3%以上変動した場合に改定を行う。」との条件ですが、近年の物価変動状況を鑑みますと、3%以上変動した場合を条件にすることは余りにもハードルが高すぎると考えます。物価変動は、事業者・市のいずれにおいてもコントロールできないものであることから、別紙5による不可抗力による追加費用の分担と同様に、「1%を超える変動があった場合に改定を行う。」といった規定で、再考いただけないでしょうか。	原案の通りとします。
333	事業契約書（案）	55	別紙4	3	(3)	事業費の改定運営業務等に係る対価の物価変動に基づく改定	毎年9月30日時点で確認できる最新の指標をもって評価し、翌年度4月以降の対価に反映すると定められておりますが、これですと半年以上のタイムラグがあるため、予算措置に支障を来さない範囲で極力短縮していただけないでしょうか。	原案の通りとします。
334	事業契約書（案）	55	別紙4	3	(3)	運営等業務等に係る対価の物価変動に基づく改定	「毎年9月30日時点で確認できる最新の指標」との記載がありますが、ここでいう「最新の指標」は速報値を採用するとの理解でよろしいでしょうか。	速報値も含みます。
335	事業契約書（案）	55	別紙4	3	(3)	運営等業務等に係る対価の物価変動に基づく改定	「②改定方法」に「事業契約書締結以降、対価を改定していない費用については、引渡日の時点で確認できる最新の指標」とありますが、「イ 計算方法」では、「契約後未改定の場合は事業契約開始年度」と記載されております。当初の指標については、引渡	当初の指標については事業契約開始年度の指標とします。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
							日時点のものか、事業契約開始年度のものか、いずれでしょうか。	
336	事業契約書（案）	56	別紙4	3	(3)	運営等業務等に係る対価の物価変動に基づく改定	物価変動による価格改定の計算方法が、対価に対して改定率を乗ることになっておりますが、この場合、利用料金が控除されているため、費用全体には物価変動が反映されません。改定率を乗ずる対象を対価ではなく、利用料金控除前の費用全体としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
337	事業契約書（案）	55	別紙4	3	(3)	運営等業務等に係る対価の物価変動に基づく改定	各項目に応じた改定指標が示されておりますが、優先交渉権者選定後に当該改定指標の合理性・妥当性を協議して、より最適な改定指標があればそちらに変更していただくことは可能でしょうか。	ご指摘の変更は想定していません。
338	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(2)	運営等業務の損害分担	不可抗力による追加費用及び損害額から受領保険金額を除くとありますが、事業者が間接損失をカバーする保険を自主的に付保し保険金を受領した場合、当該控除保険金額の対象外としていただけますでしょうか。	提案時に事業者から質問主旨の内容を提案することは可能です。
339	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(2)	運営業務等の損害分担	②「・・・年度における運営・維持管理費の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し・・・」との記載がございますが、年度における運営・維持管理費とはサービス対価B-1全ての年額ではなく、それぞれ発生した事象に対する提案費用（運営費・光熱水費・修繕費・清掃費・その他維持管理費・事業者の運営に要する費用それぞれ）の年額の1%相当額との認識でよろしいでしょうか。	当該年度における運営・維持管理費の総額の1%相当額です。

No	資料名	該当箇所					質問	回答
		頁	章	節	細節	項目名		
340	事業契約書（案）	59	別紙5	3	(2)	運營業務等の損害分担	②運営等業務期間中に発生した不可抗力による追加費用について、サービス対価B-1の1%相当額を事業者が負担することはあまりにもリスクが大きいため、例えば修繕を要する場合は修繕費の年額の1%相応額に至るまで事業者が負担する等、事象ごとに分けていただけませんか。	原案の通りとします。
341	事業契約書（案）	60	別紙6	1		基準金利	「支払方法に応じ、別紙44における」とありますが、別紙4の誤記でしょうか。	ご指摘のとおりですので修正します。